

教育委員会定例会日程

平成29年11月27日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

報告第8号

事務の臨時代理の報告（平成29年12月補正予算）について

（教育部・文化部）

5 協議事項

（1）小田原市学校教育振興基本計画の改定について （資料1 教育総務課）

（2）小田原市いじめ防止基本方針の改定について （資料2 教育指導課）

6 報告事項

（1）平成30年度公立幼稚園新入園児応募状況について

（資料3 教育指導課）

（2）損害賠償請求事件の判決について【非公開】

（資料4 教育指導課）

7 その他

8 閉 会

報告第8号

事務の臨時代理の報告（平成29年12月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年11月27日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

平成29年12月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金 社会教育費補助金	3,106	埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金
(項) 寄附金 (目) 教育費寄附金 社会教育費寄附金	2,000	文化財保護費寄附金
合計	5,106	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 社会教育費 (目) 文化財保護費 文化財保存活用経費	8,212	指定文化財等保存管理事業 ・ 明治天皇宮ノ前行在所跡 修景整備委託料 緊急発掘調査事業 ・ 調査補助委託料	3,106		2,000	3,106
合計	8,212		3,106		2,000	3,106

(債務負担行為補正)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
学校給食調理委託料 (新玉小学校、山王小学校、 町田小学校、下府中小学校、 千代小学校、富士見小学校)	平成29年度	(予算計上額 0)
	平成30年度	100,774
	平成31年度	100,774
	平成32年度	100,774
	合計	302,322

明治天皇宮ノ前行在所跡修景整備について

1 明治天皇宮ノ前行在所跡（本町3-5-25）

明治天皇宮ノ前行在所跡は、明治天皇が宿泊した清水金左衛門本陣のあった場所で、この事跡を記念し、明治天皇聖跡小田原町保存会が本陣跡の土地を買収して整備工事を行い、昭和15年10月に落成したものである。

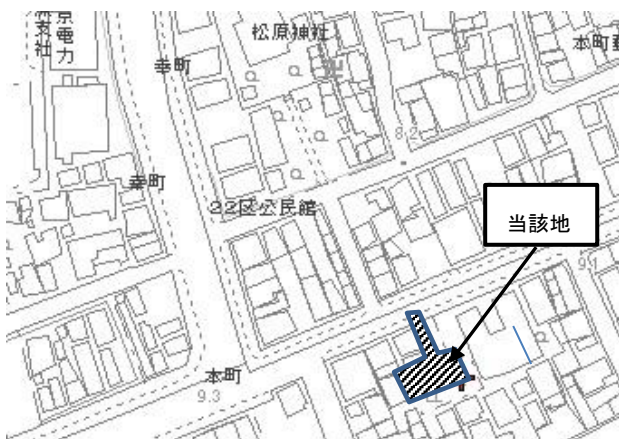
土地及び記念碑等は、市（当時は「小田原町」）に寄贈され、昭和32年3月30日、市の史跡に指定された。

2 修景整備の経過・概要

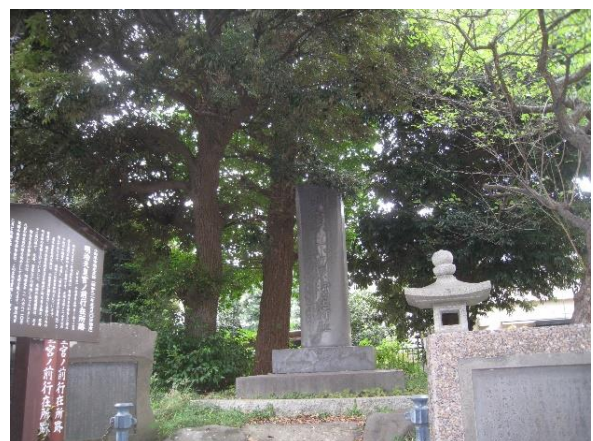
史跡地内のイチヨウやシイなどの植栽については、定期的に枝おろし等を行い管理しているが、現在は樹木が成長し、枝葉の繁茂により鬱蒼として昼でも薄暗い状況であった。

こうした中、本年8月、匿名の方から樹木等の修景整備費用として、200万円の寄附があったことから、この寄附金を財源に、専門家の指導のもと、寄附者や地元自治会等の意見を伺いながら史跡地内の樹木の伐採を行うとともに、ツツジ等の植栽を行うなど、史跡として適切に整備し、あわせて近隣住民や来訪者等に親しまれる環境を整えるものである。

3 事業費 2,000千円



位置図



現在の宮ノ前行在所跡

小田原市学校教育振興基本計画 (素案)

目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の範囲	1
3	計画の対象期間	1
4	計画の位置付け	2
II	策定の背景	3
1	社会状況の変化	3
2	教育をめぐる現状	8
III	小田原市教育大綱とおだわらっ子の約束	15
IV	基本目標	19
V	小田原市の目指す子ども像	21
VI	計画体系図	23
VII	施策の展開	24
	おだわらっ子の約束の推進	24
	重点方針1 学ぶ力	25
	重点方針2 豊かな心	28
	重点方針3 健やかな体	32
	重点方針4 生活力	35
	重点方針5 家庭教育	40
	重点方針6 就学前教育	42
	重点方針7 学校教育	44
	重点方針8 コミュニティ・スクール	51
	重点方針9 教育施設環境	54
VIII	計画の推進にあたって	57
1	進行管理	57
2	成果指標	57

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月の「教育基本法」の改正に伴い、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、国は、平成 20 年 7 月に「教育振興基本計画」を策定しました。それに伴い、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にして地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定することになりました。

本市では、平成 15 年 3 月に策定した「おだわらっこ教育プラン」（計画期間 10 年間）に基づき教育を推進してきましたが、急速に進む少子高齢化、グローバル化や高度情報化の進展、さらには生活様式の変化や地域のつながりの希薄化など、社会情勢の変化や教育に対する社会的要請の増大や多様化を踏まえ、平成 25 年 3 月に平成 25 年度からの 5 か年を計画期間とする「小田原市学校教育振興基本計画」を策定しました。この間、平成 28 年 3 月には、新たに設置した市長と教育委員による総合教育会議において本市の教育の根本となる方針として、平成 28 年度から 31 年度を対象期間とする「小田原市教育大綱」を策定しました。

国の教育振興基本計画は、平成 30 年度からの第 3 期計画の策定に向けて審議が進められていますが、その審議の方向性を参考にしながら、小田原市教育大綱を踏まえ、小田原市学校教育振興基本計画を策定します。

2 計画の範囲

教育委員会の所管する事務を中心に、学校教育に関わる計画とします。

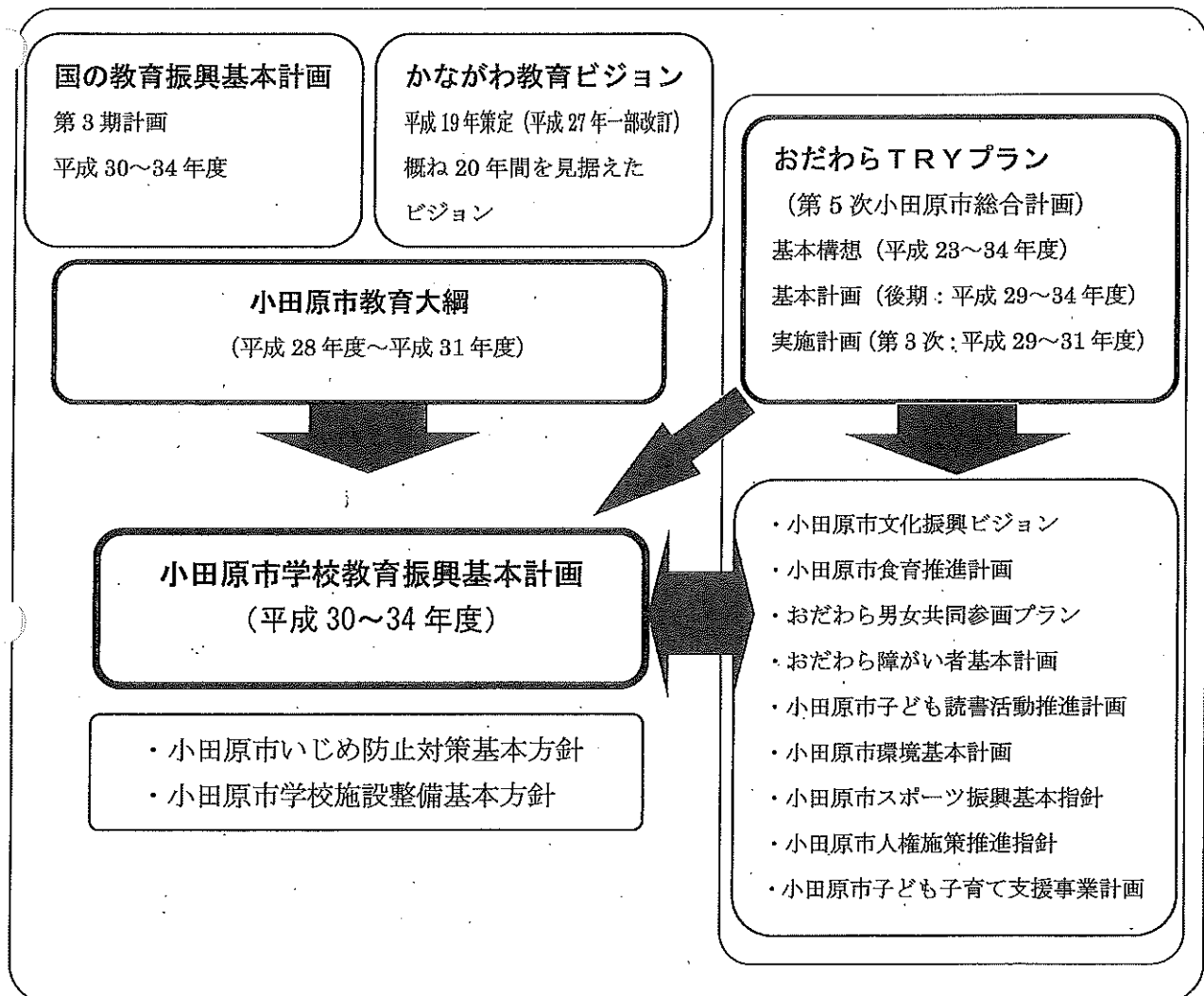
3 計画の対象期間

小田原市学校教育振興基本計画の計画期間は、平成 30 年度～平成 34 年度の 5 か年とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

4 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。
- この計画は、「おだわら TRY プラン」(第 5 次小田原市総合計画)の個別計画として位置付け、他の計画と連携を図りながら施策を推進します。
- この計画は、国の教育振興基本計画及び「かながわ教育ビジョン」を参考にしながら策定します。
- この計画は、小田原市教育大綱を踏まえた計画として策定します。



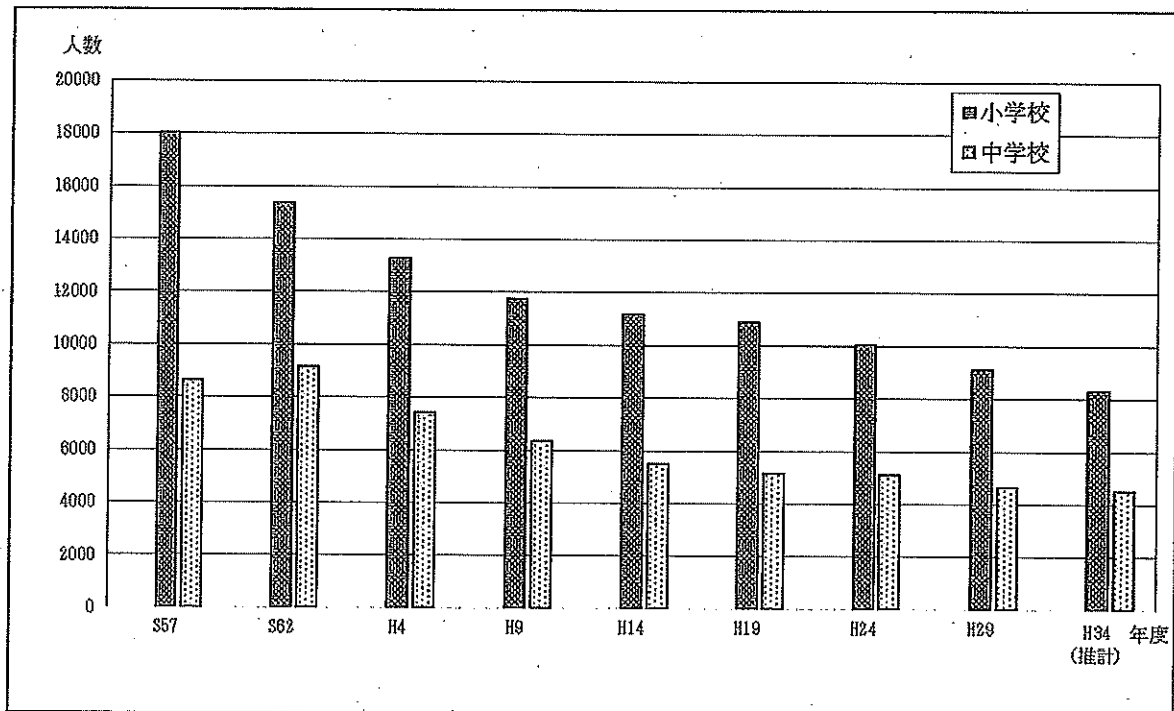
II 策定の背景

1 社会状況の変化

(1) 少子化の進行

本市の市立小中学校の児童生徒数は、昭和 57 年の 26,619 人をピークに減少を続け、平成 29 年度は 13,787 人と 35 年間で約 49%の減、この 10 年間の推移を見ても約 15%減少しており、少子化の傾向が顕著に表れています。また、学区別未就学児集計から推計する 5 年後の児童生徒数は 12,802 人で 7.1%減となる見込みで、今後も少子化が進行していくことが想定されます。

児童生徒数推移 (表 1)



(各年 5 月 1 日現在)

年度	小学校				中学校				合計			
	児童数	5 年前比		生徒数	5 年前比		児童・生徒数	5 年前比				
	人	増減数	増減率	人	増減数	増減率	人	増減数	増減率	人	増減数	増減率
S57	18,009			8,610			26,619					
S62	15,363	-2,646	-14.7%	9,170	560	6.5%	24,533	-2,086	-7.8%			
H4	13,268	-2,095	-13.6%	7,407	-1,763	-19.2%	20,675	-3,858	-15.7%			
H9	11,745	-1,523	-11.5%	6,362	-1,045	-14.1%	18,107	-2,568	-12.4%			
H14	11,165	-580	-4.9%	5,509	-853	-13.4%	16,674	-1,433	-7.9%			
H19	10,911	-254	-2.3%	5,151	-358	-6.5%	16,062	-612	-3.7%			
H24	10,048	-863	-7.9%	5,105	-46	-0.9%	15,153	-909	-5.7%			
H29	9,131	-917	-9.1%	4,656	-449	-8.8%	13,787	-1,366	-9.0%			
H34 (推計)	8,297	-834	-9.1%	4,505	-151	-3.2%	12,802	-985	-7.1%			

◆出典：学校基本調査

◆平成 34 年度 (推計) は平成 29 年 11 月 14 日付「学区別未就学児集計」からの推計値を仮置き

◆小学校児童数のピークは昭和 56 年度の 18,097 人、中学校生徒数のピークは昭和 61 年度の 9,207 人

(2) 家庭・地域の教育力の低下

本市の1世帯あたりの人数は減少が続いており、平成27年度では2.46人となっています。総人口が減少する一方で世帯数は増加しており、核家族世帯が増加しています。また、0歳から14歳の年少人口も減少傾向にあり、18歳未満の世帯員がいる三世帯世帯も減少し続けています。

核家族化や少子化の進行により、子どもたちが家庭の中で兄弟姉妹と切磋琢磨したり、祖父母の経験から学ぶ機会は著しく減少しています。また、親の子育ても手探り状態で行わざるを得ない状況も生じています。家庭はすべての教育の出発点として、日々の生活を通して子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付ける場です。家庭での子育てや教育の在り方について、見つめ直す必要があります。

家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域との関わりを持たない暮らし方が増えています。人と人とのつながりの希薄化が懸念される中で、地域行事への積極的な参加や、一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったりする身近な遊びの場、子どもの居場所等が求められています。

小田原市の人口推移 (表2)

(各年10月1日現在)

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総人口	193,417人	200,103人	200,173人	198,741人	198,327人	194,086人
年少人口(0~14歳)	34,031人	31,138人	28,985人	27,116人	25,447人	23,061人
生産年齢人口(15~64歳)	136,927人	141,420人	137,655人	132,060人	126,244人	116,994人
老年人口(65歳~)	22,459人	27,545人	33,533人	39,565人	46,636人	54,031人
世帯数 (1世帯当たり人口)	61,360世帯 (3.15人)	67,916世帯 (2.95人)	71,532世帯 (2.80人)	74,291世帯 (2.68人)	77,793世帯 (2.55人)	79,007世帯 (2.46人)
核家族世帯	37,753世帯	41,231世帯	43,512世帯	44,571世帯	45,721世帯	46,460世帯
18歳未満世帯員がいる核家族世帯	17,257世帯	15,907世帯	15,382世帯	14,820世帯	14,390世帯	13,959世帯
18歳未満世帯員がいる三世帯世帯	5,792世帯	4,932世帯	3,961世帯	3,202世帯	2,513世帯	1,824世帯

◆出典：国勢調査

◆年齢不詳人口は、年齢別の割合に応じて按分

地域での活動、交流の状況 (表3)

(平成29年4月実施)

設問	小学6年生			中学3年生		
	小田原市	神奈川県	全国	小田原市	神奈川県	全国
「今住んでいる地域の行事に参加している。」の設問に対する「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」の合計の割合	51.2%	55.2%	62.6%	34.0%	35.1%	42.1%
「地域の大人(学校や塾・習い事の先生を除く)に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがありますか」の設問に対する「よくある」、「時々ある」の合計の割合	38.7%	39.3%	41.1%	24.8%	23.3%	23.6%
「地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか」の設問に対する「参加したことがある」の割合	27.6%	30.4%	35.4%	56.8%	46.5%	49.7%

◆出典：平成29年度全国学力・学習状況調査「児童生徒質問紙調査」

(3) 進むグローバル化

本市の在住外国人は増加しており、平成29年3月時点では55か国・2,023人となっています。

社会や経済のグローバル化に伴い、国際的な視野を持ち、世界に通用する人材を育成し、多様な文化との相互交流、相互理解を深め、共生していくことが求められています。

外国籍の市民に対しては、子どもたちへの日本語指導等、幅広い就学支援が必要となっています。

国別在籍児童生徒数（表4）

（平成29年4月1日現在）

小学校				中学校			
国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
フィリピン	8人	ボリビア	1人	フィリピン	7人	スリランカ	2人
中国	8人	マレーシア	1人	中国	7人	アメリカ	1人
韓国	7人	ウズベキスタン	1人	ペルー	4人	ベトナム	1人
ペルー	7人	ベトナム	1人	ブラジル	3人	タイ	1人
ブラジル	2人	合計	36人	ボリビア	3人	合計	29人

◆教育指導課調べ

(4) 高度情報化

コンピュータを始めとしたICT（情報通信技術）の普及と発達が飛躍的に進み、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになりました。情報収集やコミュニケーションの面で、社会全体の利便性が向上する一方で、これらを利用した犯罪の発生などの問題も発生しています。

また、子どもたちが容易に情報を入手し、発信することが可能となり、携帯電話やインターネットを通じたコミュニケーションがさらに進む一方で、有害サイトや「インターネットを通じたいじめ」等への対応も課題となっています。

子どもたちには、得られた情報のみにとらわれることなく、情報の真偽を見極めて主体的に考え、正しく判断するためのリテラシー教育や、携帯電話等の利用マナーを身に付けるための家庭でのルールづくりや学校における情報モラル教育の充実が望まれています。

携帯電話やスマートフォンの使用状況（表5）

（平成29年4月実施）

設問	小学6年生			中学3年生		
	小田原市	神奈川県	全国	小田原市	神奈川県	全国
「普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか（携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く）」の設問に対する「3時間以上」の割合	8.7%	7.8%	7.0%	26.2%	23.9%	18.1%
「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」の設問に対する「きちんと守っている」、「大体守っている」の合計の割合	50.1%	54.8%	48.7%	55.2%	57.8%	50.6%

◆出典：平成29年度全国学力・学習状況調査「児童生徒質問紙調査」

(5) 環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめ、これまでにない異常気象の多発、福島第一原発の事故を契機に問われるエネルギー問題など、現代を取り巻く様々な環境問題は、さらにその深刻さを増しています。

本市においては、地球温暖化対策として、低公害車や太陽光などの新エネルギーの普及開発や、資源のリサイクル促進のための、ごみの分別の細分化や指定ごみ袋制度の導入等に取り組んできました。平成 22 年度からは、可燃ごみの削減のために、生ごみ堆肥化の取組を進めており、学校での取組も行っています。さらに、生活環境の保全の取組の一つとして、市の魚に指定されている固有種の酒匂川水系メダカの保護活動を、市民や小中学生の参加により進めています。平成 25 年度からは「太陽光発電屋根貸し事業」が開始され、富水小学校、下曾我小学校、町田小学校、片浦小学校で太陽光発電システムが稼働しています。また、平成 29 年度からは「エネルギーの地域自給の促進に係るモデル事業」も開始され、足柄小学校、芦子小学校、久野小学校、千代小学校、曾我小学校、東富水小学校、下中小学校で太陽光発電システムが稼働しています。

地域の環境保全と再生には、市民・事業者・市など様々な主体の取組が必要です。そのためには、家庭や地域、学校、事業所などにおいて、現場で実践的に体験できる環境教育、環境学習を推進し、環境に対する関心や理解を深め、行動に結びつけていく必要があります。

(6) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定

障害者差別解消法は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる「共生社会」の実現を目指しています。

学校や教育現場でも、障がいのある子どもとない子どもが互いに理解しあい、障がいのある子どもが差別されることがないようにしなければなりません。また、障がいのある子どもが生活しづらい場面があれば、解消するために必要かつ合理的な配慮をしなければなりません。

(7) 子どもの貧困への対応

平成 27 年版子ども・若者白書によると、子どもの相対的貧困率は平成 6 年頃からおおむね上昇傾向にあり、平成 24 年には 16.3%となっています。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 15.1%であり、そのうち、大人が 1 人の世帯の相対的貧困率が 54.6%と、大人が 2 人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

経済的困窮は、子どもから教育を受ける権利を奪うことにつながります。また、保護者の長時間の就労等により放課後の居場所がない、適切な食事が摂れない、保健衛生や生活習慣の知識が身につかない等の問題が生じています。

経済的に困窮する家庭に育った子どもは、十分な教育を受けられず、大人になっても所得の少ない職業に就かざる得なくなり、再び貧困家庭になるという、貧困の連鎖が生まれます。こういった、連鎖を断ち切るため、国の「子供の貧困対策に関する大綱」や「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」にのっとり、国・県・市、企業・団体、市民が協力して取り組んでいく必要があります。

(8) オリンピック・パラリンピックの開催

2020 年(平成 32 年)に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。世界各地から、アスリートや観戦に訪れる観光客が日本にやってきます。また、小田原でも、事前キャンプが行われる予定になっています。

オリンピック・パラリンピックの開催は、子どもたちにとっても国際交流のまたとない機会となるとともに、世界トップレベルのアスリートを間近に見たり、障がい者スポーツに触れあったりする機会ともなります。

オリンピック・パラリンピックの開催という稀有な機会を捉えて、スポーツの振興や国際交流等に取り組む必要があります。

(9) 学習指導要領の改訂

新しい学習指導要領が小学校で平成 32 年度から、中学校で平成 33 年度から全面实施されます。

これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし連携する「社会に開かれた教育課程」を重視し、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。

学習指導要領の改訂にあたっては、「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「外国語教育の充実」が主な改善事項になっています。

2 教育をめぐる現状

(1) 学力の状況

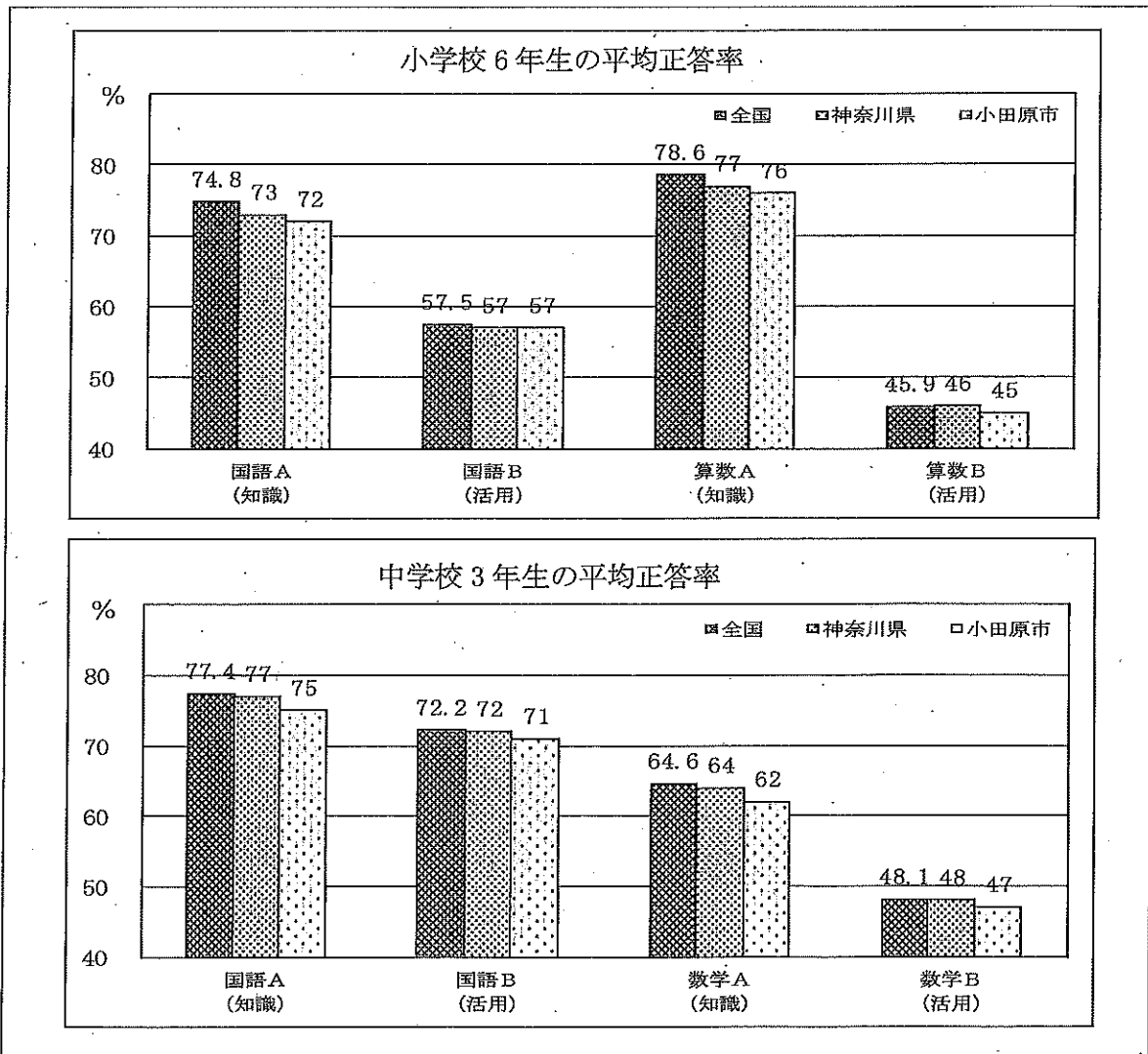
わが国の児童生徒の学力は、国際的な学力調査の結果で見ると、成績は上位に位置していますが、「学習が日常生活に役立つ」や「自分の将来に役立つ」と感じている割合が国際平均を下回っており、意欲の面で課題が指摘されています。

平成29年度全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語と算数・数学で実施され、本市は小中学校共にすべての教科で全国平均との差が縮まり、ほぼ全国平均並みの数値であるといえます。

特徴としては、主として「知識」に関するA問題よりも、主として「活用」に関するB問題の方が全国平均に近く、各校の授業改善に関する研究の成果と考えられます。一方で計算や漢字などの基礎的基本的な学力の定着をより一層図っていくことが求められます。

全国学力量習状況調査(表6)

(平成29年4月実施)



- ◆ A問題→身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など
- ◆ B問題→知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など

(2) 体力・運動能力の状況

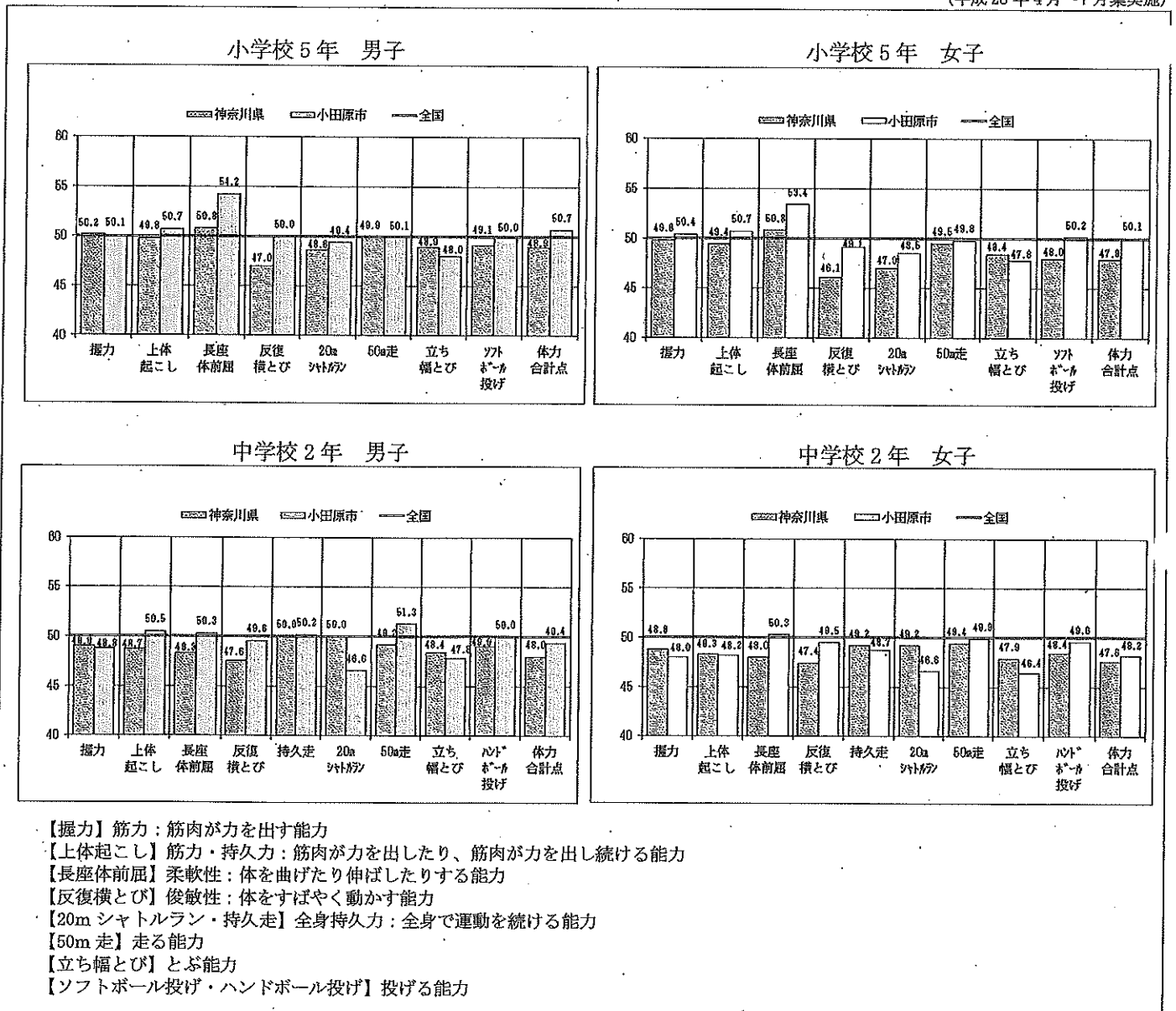
文部科学省では、児童生徒の体力・運動能力の状況を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導等に活用するため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施しています。対象は小学校5年生及び中学校2年生ですが、本市では毎年、全校で調査対象学年に限らず積極的に実施しています。

平成28年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、体力合計点*の平均値が、小学校においては、男女とも全国平均を上回り、中学校においては、全国平均には至らないものの、男女とも県平均を上回る結果となっています。

*体力合計点とは：握力や反復横とび、50m走などの8種目の体力テストの成績を、1から10点に得点化し合計したもの

全国平均を50として比べた体力・運動能力偏差値(表7)

(平成28年4月～7月集実施)



◆出典：平成28年度全国体力・運動能力運動習慣等調査

(3) 教育相談の状況

小中学校においては、不登校、いじめ、発達の課題、コミュニケーション能力の低下、基本的な生活習慣や規範意識の育成、家庭環境の問題についてなど、多様化・複雑化する悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員等への相談体制の充実が求められています。

学校生活全般に関する教育相談では、「不登校」「不登校傾向」に関する相談が多くを占めています。特に、「不登校傾向」に関する相談が増加しており、子どもたちの変化に対して保護者がより関心を持つようになったためだと捉えられます。学校に行きしぶることがある、欠席が少しずつ増えてきたといった段階での相談が増えているのは、教職員だけではなく、保護者の意識も向上し、早期発見・早期対応に努めている表れだと考えられます。

学校生活における支援に関することを中心とした相談は、主に特別支援教育相談室「あおぞら」で対応しています。相談件数が年々増加しているのは、全般的な教育相談同様、子どもの発達課題について、学校や保護者の意識が向上していることが要因と考えられます。

教育相談の件数と状況 (表 8)

年度	不登校	不登校傾向	いじめ	特別支援	学習	しつけ・育て方	その他	合計
H24	3,115	114	100	2	30	6	209	3,576
H25	3,238	133	234	323	7	10	336	4,281
H26	2,483	149	383	131	24	1	384	3,555
H27	1,853	351	58	112	3	97	319	2,793
H28	1,975	670	42	14	9	56	194	2,960

「あおぞら」相談件数 (表 9)

年度	相談件数
H24	788
H25	831
H26	832
H27	916
H28	1,058

◆教育指導課調べ

◆同一案件について、重複相談を含む

◆教育指導課調べ

就学前の子どもの発達に関わる相談についても増加が続いています。特に、平成 28 年度までの 10 年間で約 3 倍 (58→168 人) になっており、これは全入児童数の 12%にあたります。特別支援教育相談室「あおぞら」への相談件数の増加同様、子どもの発達課題について、保育所・幼稚園や保護者の意識が向上していることも要因として考えられます。

保護者や児童生徒本人、教職員から寄せられる、しつけや子育て、いじめや人間関係での課題、学習のつまずき、発達相談や心理検査、学級や家庭での支援の工夫といった教育相談全般において、教育相談員と心理相談員が対応しています。

また、多様化・複雑化する問題に対して迅速かつ適切な対応を行うために、県の相談機関や市役所の他部局等と連携を行いながら、教育相談を進めています。

就学相談数の推移 (人数) (表 10)

年度	新就学児	学齢児
H18	58	27
H19	66	36
H20	54	40
H21	57	54
H22	60	47
H23	64	58
H24	77	63
H25	113	65
H26	132	51
H27	148	51
H28	168	63

◆教育指導課調べ

(4) いじめの状況

いじめ問題は、今日の著しい社会状況の変化の中で、多様化・複雑化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、国では平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」を施行し、学校でも、「いじめ防止基本方針」が策定されています。本市では、平成26年12月、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえた「小田原市いじめ防止基本方針」を策定しました。

また、これをもとに、本市におけるいじめの防止等に関し、学校、地域の関係機関等が連携した取組を円滑に進めるため、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を、また、いじめの防止、早期発見及び対処のために講ずる対策の実効性の向上、重大事態が発生した場合の調査を行うため、「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置しました。

本市では、小中学校において、定期的に行うアンケートや日々の生活ノート、面談等により、児童・生徒のいじめの認知や実態把握、指導に努めています。平成27年度はいじめの認知件数は、小学校が46件、中学校が41件となっており、いずれも「解消」、又は「一定の解消が図られ、継続支援が行われている」という状況です。

いじめの態様としては、「冷やかしかからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる」、「仲間はずれ・集団による無視」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が全体の約7割です。

また、全国的にもインターネットを通じたいじめが問題になっていますが、本市も同様と言えます。

小田原市はいじめの認知件数 (表11)

年度	小学校	中学校	合計
H23	21	42	63
H24	27	60	87
H25	32	57	89
H26	40	39	79
H27	46	41	87

◆教育指導課調べ

小田原市はいじめの態様 (表12)

(平成27年度)

区分	小学校 件数	中学校 件数	合計
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	31	22	53
仲間はずれ、集団による無視をされる	10	4	14
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	5	11	16
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	0	3	3
金品をたかられる	0	1	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	1	3	4
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	5	3	8
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	2	5	7
その他	2	1	3
合計	56	53	109

◆教育指導課調べ

◆様々な区分が複合して、1件のいじめとなる場合があるので、いじめの認知件数とは合致しない

(5) 不登校の状況

文部科学省では、「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義しています。

本市の不登校児童生徒の出現率は、国・県の平均値をほぼ毎年上回っており、平成 24 年度以降は小学校が増加傾向、中学校が横ばい傾向にあるといえます。

不登校児童生徒の中には、保健室であれば友達と関わることができる、校内支援室や教育相談指導学級であれば通うことができる、不登校生徒訪問相談員の支援を受けているなど、様々な状況の児童生徒がいます。

不登校の理由としては、「登校の意思はあるが漠然とした不安を覚え登校しない」「無気力でなんとなく登校しない」というものが増加しています。

またその背景として、学校における人間関係の課題や家庭環境等、様々な要因が複雑に絡み合うケースが増加しており、支援の難しさにつながっています。

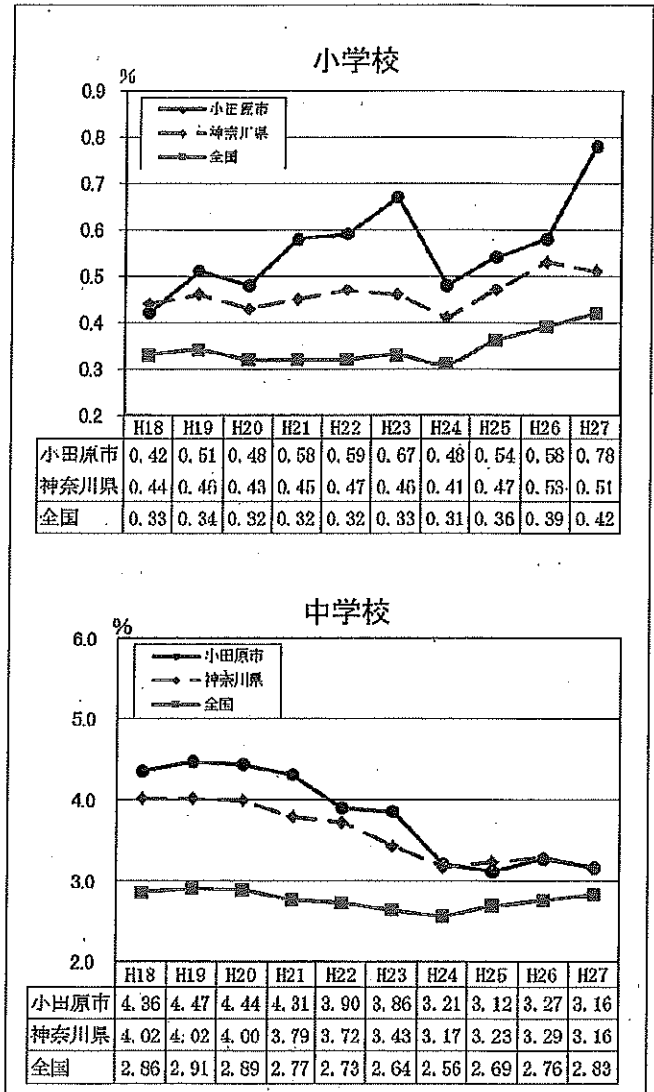
本市では、欠席した児童生徒に対して、不登校の心配があるのではないかと、学校に不適応を起こしているのではないかとといった視点を重視し、早い段階から登校支援の働きかけを行うよう心がけています。

教育相談指導学級通級者数 (人数) (表 14)

年度	小学校	中学校	合計
H23	2	12	14
H24	2	13	15
H25	3	24	27
H26	4	21	25
H27	4	17	21

◆教育指導課調べ

不登校児童生徒の出現率 (表 13)



◆出典：全国…「平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
神奈川県…「平成 27 年度神奈川県児童生徒の問題行動等調査」

不登校児童生徒数 (人数) (表 15)

年度	小学校		中学校	
	児童数	出現率	生徒数	出現率
H23	70	0.67%	196	3.86%
H24	47	0.48%	164	3.21%
H25	53	0.54%	156	3.12%
H26	56	0.58%	163	3.27%
H27	73	0.78%	154	3.16%

◆教育指導課調べ

(6) 支援教育の状況

本市では、障害のあるなしに関わらず、子ども一人ひとりに対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことにより、すべての子どもたちが自らの幸せを実感できるようにするという考えのもと、支援教育に取り組んできました。

平成 28 年度からは、支援教育の充実とともに、インクルーシブ教育の理解を深めるための学校訪問を行っています。

特別支援学級在籍児童生徒数については、平成 29 年度までの 10 年間で約 2 倍 (185→359 人)、直近 5 年間で約 100 人増となっており、特別支援学級の障がい種別も多様化しています。

通常の学級に在籍しながらその子どもに合った個別の指導を行うことを目的とする通級指導教室については、ことばの教室を 2 校、コミュニケーションの教室「フレンド」を 3 校に設置しています。

これらの学級または教室へのニーズの高まりは、乳幼児から発達相談に関わってきた保護者や、保育所及び幼稚園の意識が高まったことにより、早い段階で適切かつ専門的な支援を受けたいと願う保護者が増えてきたことが要因と考えられます。

多様化・複雑化したそれぞれの子どものニーズに対応できるよう、医師、作業療法士、理学療法士、巡回相談員、個別指導員等を派遣する支援教育相談支援チームにより、教員に心理・発達面を含めた専門的な助言をするなど、校内体制の整備に努めています。

また、医療的ケアの必要な児童生徒のために看護師の配置をしていますが、看護師の確保が非常に困難な状況が続いています。さらに、通常の学級における支援についても、個別対応の必要な児童生徒に対応できる支援員等の人的配置が必要です。

今後は、教職員等の指導力の向上を図るとともに、学校全体で組織的な支援ができるように校内支援体制の充実を図るだけでなく、学校と関係機関との連携を密にし、これまで以上に幅広い視野にたった専門性や、より迅速で適切な指導・支援が可能な体制を確立していくことが求められています。

通級指導教室児童数の推移 (表 16)

年・月	ことばの教室		フレンド		
	新玉	下府中	酒匂	足柄	千代
H27・4月	35	32	20	35	23
H28・4月	34	36	20	33	32
H29・4月	35	30	20	26	33

◆教育指導課調べ

特別支援学級児童生徒数の推移 (表 17) (各年 5 月 1 現在)

年度	児童生徒数			学級数		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
H19	127	58	185	47	20	67
H20	144	63	207	50	22	72
H21	154	67	221	51	23	74
H22	160	75	235	51	23	74
H23	145	80	225	48	22	70
H24	149	84	233	49	24	73
H25	165	89	254	51	26	77
H26	177	95	272	51	24	75
H27	203	91	294	53	26	79
H28	233	90	323	64	24	88
H29	263	96	359	70	26	96

◆教育指導課調べ

(7) 学校施設の状況

本市では、児童生徒の数が急増した昭和40年代から50年代にかけて、小中学校の新設や校舎の増築、老朽化した木造校舎の鉄筋化が進められました。当時の整備から30～50年を経た今、施設本体をはじめ付帯設備の老朽化が進行しており、厳しい財政状況の中で、今後の施設の長寿命化改修や建替えが、大きな課題となっています。

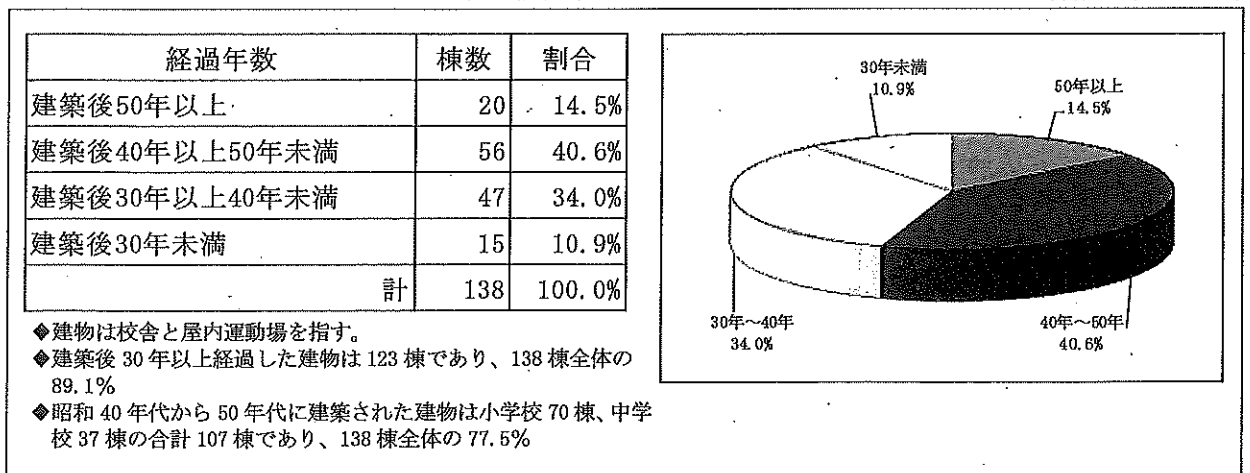
校舎や屋内運動場の主要構造部の耐震化については、神奈川県西部地震などが懸念されることから、本市では、平成21年度までにすべて完了しています。しかし、主要構造部以外の外壁、防水改修やトイレの洋式化改修、空調設備設置等については、順次改修を行っていますが手の届いていないところもあります。学校は児童生徒の学習の場であるとともに、毎日の生活の場でもあるため、安全、安心で快適に過ごせる環境を確保することが課題となっています。

また、学校は、地域コミュニティの核として、開かれた学校づくり推進の環境整備が求められるとともに、地域防災の拠点として、地震等災害時には広域避難所になるため、災害時への対応について一層の強化が求められています。

なお、本市では、公共施設全体の適正配置に取り組むため、平成29年度から2年間かけて、「公共施設再編基本計画」の策定作業を行っていることから、学校施設の中長期に渡る整備計画については、公共施設再編基本計画と整合を図ることが求められます。

小中学校建物の築年数（表18）

（平成28年12月時点）



◆ 学校安全課調べ

小中学校のトイレの洋式化の状況（表19）

（平成29年8月末）

	適正便器数	洋式便器数	洋式化率
小学校（全25校）	931	573	61.5%
中学校（全11校）	478	376	78.7%
合計	1,409	949	67.4%

- ◆ 学校安全課調べ
- ◆ 対象は校舎内のみ
- ◆ 適正便器数とは、児童生徒数に応じた適正な便器の数のこと
- ◆ 車椅子対応型トイレは、従前、日常使用する児童生徒の身体的理由により必要な場合や、大規模なトイレ改修の際に整備

Ⅲ 小田原市教育大綱とおだわらっ子の約束

小田原市教育大綱・おだわらっ子の約束と本計画の関係

小田原市教育大綱

本市では、平成 28 年 3 月に「小田原市教育大綱」を策定しました。

本市の教育のあり方を「みんなで育てよう教育の木」と表現し、本市の教育の目標や施策の根本的な方針として、3つの基本目標と9の重点方針を定めました。

学校教育振興基本計画においては、教育大綱で掲げた基本目標を実現していくため、重点方針に沿って施策を展開していきます。



おだわらっ子の約束

本市では、平成16年4月に、小田原市と小田原市教育委員会の教育や青少年健全育成に対する基本的な取組姿勢として、「小田原市教育都市宣言」を掲げています。

その理念を具体化し、その実現を図るものとして、子どもたちに守ってもらいたいルールや身に付けて欲しいことなどを公募し、平成19年1月に、「おだわらっ子の約束」として10の約束にまとめました。

学校教育振興基本計画においては、子どもたちの健やかな育ちを実現していくため、おだわらっ子の約束の普及と実践を進めていきます。

おだわらっ子の約束

- 一 早寝 早起きして 朝ご飯を食べます
- 二 明るく笑顔であいさつします
- 三 「ありがとう」「ごめんなさい」を言います
- 四 人の話をきちんと聞きます
- 五 もったいないことをしません
- 六 どんな命でも大切にします
- 七 決まり、約束を守ります
- 八 人に迷惑をかけません
- 九 優しい心でみんなと仲良くします
- 十 「悪いことは悪い」と言える

悪気をまぢります

おだわらっ子は、この約束を守って幸せになります。
おとなたちも、この約束を、自ら守り、
おだわらっ子に語り継ぎます。

本計画は、「教育大綱」と「おだわらっ子の約束」を理念として策定しています。これらの理念に基づき実行していく施策の最終目標として「小田原市のめざす子ども像」を描いています。

基本目標

一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくります。

多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

【重点方針】学校教育

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を拓くたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します。

【重点方針】学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます。

【重点方針】豊かな心

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます。

【重点方針】生活力

子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびとの様々な交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

地域とともにある学校

学校を支える様々なコミュニティ
地域拠点としての学校

【重点方針】コミュニティ・スクール

家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます。

【重点方針】就学前教育

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の習得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

なで育てよう 教育の木

新しい風

新たな視点からの
まちづくり活動

豊かで輝かしい未来へ

【重点方針】 健やかな体

様々なスポーツ活動や食育を通じて、
社会を生き抜く体づくりを行うとともに、
スポーツマンシップやフェアプレイの
精神を学び、相手を尊重する心を養います。

【重点方針】 教育施設環境

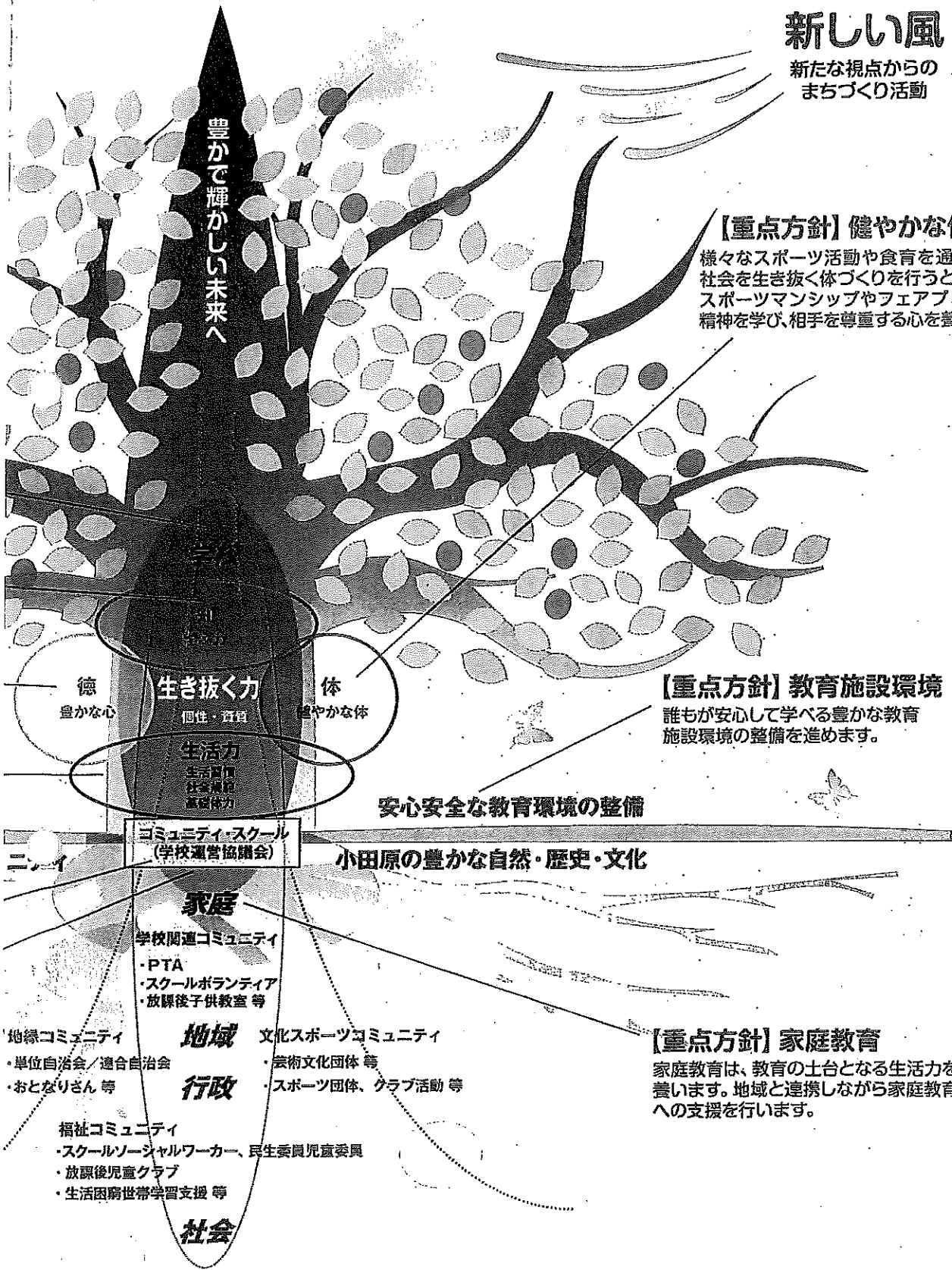
誰もが安心して学べる豊かな教育
施設環境の整備を進めます。

安心安全な教育環境の整備

小田原の豊かな自然・歴史・文化

【重点方針】 家庭教育

家庭教育は、教育の土台となる生活力を
養います。地域と連携しながら家庭教育
への支援を行います。



IV 基本目標

1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

- 教育施策の目標は、ひとそれぞれの命を尊重した上で、持って生まれた資質を伸ばすことにあります。教育を通じ、市民一人ひとりが喜びを持って生き、それぞれが輝けるための指導や支援を行います。
- 家庭教育は育ちの基本です。しっかりとした社会生活が送れるよう、規範意識を育てるとともに、生活習慣・礼儀作法をはじめとする生活力を身に付ける家庭教育を大切にします。
- 義務教育だけでなく、生涯学習を通じて、変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」と、次の社会を支え、新しい社会を創り出す力を持ったひとを育てます。
- それぞれの成長発展の段階に合わせ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が実現できるのか、時宜を得た対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策として反映させていきます。

2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくりま

- 教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではありません。教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場のあり方、求める人間像、教育を支える社会のあり方などについて、多様な視点から総ぐるみ議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。
- すべての児童生徒が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、市民が総ぐるみで取り組んでいける地域の姿を確立していきます。

3 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確認します。

- ひとそれぞれがもつ個性や多様性を認め、それを伸ばし、活かしていくことで、ひとやまちの可能性を拓けます。
- 障害のある者とない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育）の実現を目指し、児童生徒それぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な指導を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- 豊穡の森、豊穡の海を持つ小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行うことで、たくましい心と体、郷土を愛し大切に作る心を育みます。
- 小田原には、それぞれの地域に歴史・伝統・文化があり、街並み、産業構造、住民の気質も少しずつ異なります。こうした地域の差を「多様性」として捉え直し、それぞれの学校・地域同士が交流し、互いを学ぶことにより、小田原ならではの多様な育ちの場として教育に活かしていきます。
- 二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を活かした教育を行います。

V 小田原市の目指す子ども像

「未来を創るたくましい子ども」

これからの変化の激しく、先の見通しが不透明な社会を生きていく子どもたちは、それぞれが持つ可能性を最大限に発揮し、自分たちの社会を自ら創っていくたくましさを身に付けることが必要です。

そのため、次の5つの側面を重視し、その成長が図られるように教育環境を整えます。

◆ 自ら考え表現する力

◆ 命を大切にする心

◆ 健やかな心と体

◆ ふるさとへの愛

◆ 夢への挑戦

◆ 自ら考え表現する力

変化の激しい社会をたくましく生き抜くためには、学ぶことの楽しさを実感し、自ら進んで学習に取り組む習慣を身に付けることが必要です。また、基礎的基本的な知識・技能等を活用し、見出した課題を解決していくことが必要です。

そのため、必要な情報を選択し、結論を導き出すために自ら思考し、判断し、表現する力を育みます。

◆ 命を大切にする心

共生社会の中で、みんなが幸せに生きていくためには、多様性を認め、互いに信頼しあい、自他の命や人権を尊重することが必要です。

そのため、共感したり感動したりする体験を重ね、命を大切にする心を育みます。

◆ **健やかな心と体**

困難に直面しても、自分らしく乗り越えていくためには、心身ともに健康であることが必要です。

そのため、自分にとって望ましい食習慣と運動習慣を身に付け、健やかな心と体を育みます。

◆ **ふるさとへの愛**

これからのグローバルな社会で、多くの人とかかわり活躍していくためには、まずは身近な地域で多様な人々と主体的に関わりあう経験をする必要があります。

そのため、郷土の自然・歴史・文化や人々の営みに触れ、自己形成の土台となるふるさとへの愛を育みます。

◆ **夢への挑戦**

人間が成長していくためには、夢や目標を持ち、その実現に向けて粘り強く努力しつづける必要があります。

そのため、自分の可能性を信じ、夢へ向かって挑戦する態度を育みます。

子どもの育ちを支える姿勢

命

地域

信頼

小田原市では、〈命・地域・信頼〉をキーワードに、子どもを取り巻く学校・家庭・地域社会・行政が、子どもの育ちを支える姿勢を大切にしています。

☆ **子どもの命を最優先に守ります。**

☆ **地域ぐるみで、子どもを育てます。**

☆ **互いに信頼しあえる関係を築きます。**

VI 計画体系図

教育大綱

基本目標

- 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり
- 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり
- 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

おだわらっ子の約束

小田原市のめざす子ども像

未来を創るたくましい子ども

自ら考え表現する力

健やかな心と体

命を大切にする心

ふるさとへの愛

夢への挑戦

子どもの育ちを支える姿勢

「命・地域・信頼」

- 子どもの命を最優先に守ります。
- 地域ぐるみで、子どもを育てます。
- 互いに信頼しあえる関係を築きます。

施策の展開

おだわらっ子の約束の推進	①おだわらっ子の約束の普及と実践
重点方針	基本施策
1. 学ぶ力	①学力向上の推進 ②学習指導の充実 *読書活動の充実 *情報教育の充実 *共に学び共に育つための教育の推進
2. 豊かな心	①情操教育の充実 ②道徳教育の充実 ③人権教育の充実 ④読書活動の充実 ⑤児童生徒指導の充実 *共に学び共に育つための教育の推進
3. 健やかな体	①学校体育・部活動の充実 ②食育の推進、学校給食の充実 ③学校保健の充実
4. 生活力	①子育て支援の充実 ②キャリア教育の充実 ③環境教育の充実 ④情報教育の充実 ⑤防災教育の充実 ⑥安全教育の充実 *子どもの居場所づくりの推進
5. 家庭教育	①家庭教育への支援 ②家庭学習の推進 *おだわらっ子の約束の普及と実践
6. 就学前教育	①幼児教育の充実 ②幼保一体化の検討
7. 学校教育	①教職員の指導力の向上 ②子どもと向き合う時間の確保 ③教育課題を明らかにする調査・研究の推進 ④教育課程の改善・充実 ⑤共に学び共に育つための教育の推進 ⑥家庭への支援 ⑦教育委員会の機能の充実 ⑧情報提供の充実と市民ニーズの把握 ⑨市長部局との連携強化
8. コミュニティ・スクール	①地域とともにある学校づくりの推進 ②小田原のよさ（特性）を生かした学習の推進 ③子どもの居場所づくりの推進 *子育て支援の充実 *防災教育の充実
9. 教育施設環境	①教育環境の整備 ②学校ICT化の推進 ③学校安全の充実 ④災害対策の強化

*は関連施策としての掲載

VII 施策の展開

◆おだわらっ子の約束の推進

自立した人間として、社会の中で人と関わりあって生きていく上で、子どもたちに身に付けて欲しい生活規範やルール、決まり事の普及と実践に取り組みます。

おだわらっ子の約束の普及と実践

○基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識を育みます。

子どもの基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識や公共の精神を育むため、「おだわらっ子の約束」の家庭や地域への一層の普及を図るとともに、園・学校、家庭、地域が一体となって、児童生徒が「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育む取組を進めます。

◆重点方針1 学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます。

- ・知識や技能の習得に止まらず、対話的な学びや主体的な学びを重視し、体験学習や教員の一方的な講義形式の授業とは異なり、児童生徒の能動的な参加を取り入れた授業（アクティブラーニング）等を通じて、自然環境、実社会や実生活、地域と関わる学習を取り入れ、子どもたちの学習意欲を引き出します。
- ・情報化やグローバル化が急速に進む社会に対応できるひとを育てるため、地域社会と連携しながら、子どもたちの学びを育み、社会参画への意識を高めます。

基本施策1-① 学力向上の推進

○各校の実態や特色を生かした学力向上プランを推進します。

各学校は、全国学力・学習状況調査の結果や児童生徒の学習意欲・学習習慣等の意識調査、児童生徒による授業評価や日常的な学習評価などを基に、児童生徒の学習面における課題と成果を明確にし、その後の学習活動の重点と具体的な取組目標を定めた「学力向上プラン」を作成します。

また、このプランをスタートに、PDCAサイクルを活用し、次年度の新たな学力向上プランを作成します。

○多文化理解教育と外国語教育の充実を図ります。

世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてのグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するために、外国語指導助手（ALT）を配置し、ALTを活用した多文化理解教育や外国語教育の内容の充実を図ります。

小学校には、平成32年度の高学年の外国語科・中学年の外国語活動全面実施に伴い、専門知識を持った英語専科臨時職員の配置を目指します。学級（担当）職員の外国語指導力の向上を図り、児童が英語を使って主体的にコミュニケーション能力を育成することで、小学校外国語教育を推進します。

中学校では、生徒を対象としたイングリッシュ・キャンプを開催し、ALTとの対話的な活動を通して外国の文化や言語に親しむ学習を効果的に進めます。

また、伝統文化の学習に必要な教材や教具の整備の推進、小中学校が連携して取り組める効果的な外国語学習に関する教材の開発に努めます。

○授業研究の充実を図ります。

学習指導要領に基づき、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」を育む授業、互いに学び合い、高め合う授業づくりを進めます。そのために、指導と評価の一体化や児童生徒の学ぶ意欲を高める授業の在り方などについて研究し、指導の工夫改善に努めるとともに、各校の研究成果を他の学校や市民に広く公開できるよう取り組んでいきます。

○市推薦研究事業に取り組めます。

教育現場における教科等の教育内容及びその指導に関する諸問題について校内研究に取り組む学校を推薦研究校に指定し、その研究の推進を図ります。

そして、推薦研究校は、授業研究や外部講師を招いた研究会等を積極的に市内の学校に公開し、教員の資質向上に努めます。

<主な取組>

- ・各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進（各校）
- ・外国語教育推進事業（教育指導課）
- ・外国語教材等の作成（教育指導課）
- ・授業研究の充実（各校）
- ・市推薦研究事業（各校・教育指導課）

基本施策 1-② 学習指導の充実

○個に応じたきめ細かい指導の充実を図ります。

子どもの学力を向上させるため、少人数指導やチーム・ティーチングなどの指導体制をとり、児童生徒にきめ細かな教科指導の充実を図ります。教職員の配置は、国・県の定める教職員定数に沿って行いますが、小学校では少人数指導スタッフを配置します。

また中学校では、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つため、専門的な教科指導ができるよう、人員を配置します。

○全国学力・学習状況調査の結果を分析し、児童生徒の学力向上に生かします。

児童生徒の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、その教科正答率やアンケートなどから見える成果や課題等を、市ホームページに公開します。

また教育委員会は、「全国学力・学習状況調査の結果分析に係る学校訪問」を中学校区ごとに実施し、教員全体の教科指導への意識を高めます。

さらに各学校においては、全国学力・学習状況調査の結果について独自に分析を行い、校内研究の一部に位置づけたり中学校区での連携した学力向上に取り組むなど、日頃の学習活動に役立てます。

<主な取組>

- ・少人数学級指導スタッフの配置（教育指導課）
- ・免許教科外教科教員（中学校）の配置（教育指導課）
- ・教科指導充実非常勤（中学校）の配置（教育指導課）
- ・全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用（教育指導課）

<関連施策>

- ・読書活動の充実・・・基本施策2-④
- ・情報教育の充実・・・基本施策4-④
- ・共に学び共に育つための教育の推進・・・基本施策7-⑤

◆重点方針2 豊かな心

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます。

- ・芸術文化に関するアウトリーチやワークショップ等での感動体験を通じて、創造力や表現力、豊かな感性やコミュニケーション能力を養うとともに、新たな文化の担い手を育てます。
- ・多様性を主体的に受け止め、異なる考えや価値観を尊重することができる心を養うなど、多文化共生社会やグローバル化に対応できるひとを育てます。

基本施策2-① 情操教育の充実

○質の高い芸術や豊かな自然に触れる体験の充実を図ります。

児童生徒が芸術文化に触れ、体験することで豊かな感性や感覚、表現力を育てます。

「おだわらっ子ドリームシアター」や芸術家の小中学校訪問（学校へのアウトリーチ事業）など、質の高い芸術・文化作品に触れたり体感したりする取組を推進します。

また、市内小中学校音楽会や美術展等の児童生徒の豊かな感性を育てる行事や部活動、豊かな自然に触れる集団宿泊体験を支援します。

<主な取組>

- ・おだわらっ子ドリームシアターの開催（教育指導課）
- ・小学校音楽会、中学校音楽会、中学校美術展の開催（各校・教育指導課）
- ・自然観察会の開催（教育指導課）
- ・宿泊体験学習の実施（各校）

<市長部局の関連事業>

- ・文化創造活動担い手育成事業・・・【文化政策課】
- ・指導者養成研修・派遣事業・・・【青少年課】

基本施策2-② 道徳教育の充実

○特別の教科 道徳の教育活動の充実を図ります。

小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から、特別の教科 道徳が全面実施となります。各学校では組織的・計画的な取組や、それに基づく具体的な評価方法の蓄積が始まっています。また、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を、一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合える授業となるよう、「考

える道徳」「議論する道徳」へと質的転換を図ります。

学校における道徳教育では、特別の教科 道徳を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間や特別活動のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて、意図的・計画的に道徳教育を推進します。その中で、児童生徒に思いやりの心や規範意識、地域の中で夢を持って生きていく力などを育むため、積極的に外部指導者の活用を図るとともに、社会、自然、環境、地域の中での体験活動を充実させます。

また、地域を活動のフィールドとして、子どもたちとの関わりを重視した実体験を伴った学習を充実させます。

<主な取組>

- ・道徳教育の充実（各校）

基本施策 2-③ 人権教育の充実

○人権意識を高める教育活動の充実を図ります。

「小田原市人権施策推進指針」を踏まえ、子どもたちの「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」や「命や人権を尊重する心」の育成を目指し、人権教育の推進を図ります。

また、学校における人権教育では、校内人権教育研修会の実施を含めた人権教育推進計画を作成し、各教科での授業をはじめ、総合的な学習の時間や特別活動など、教育活動全体を通じて行います。

○人権の啓発活動の充実を図ります。

児童生徒や保護者を対象に「人権教育移動教室」を開催するなど、人権尊重の精神を育む取組を推進します。

また、人権教育の諸問題について、教職員の資質と実践力の向上を図るとともに、児童生徒への人権教育推進に役立てるために、「人権教育研修会」を開催します。

○いじめ防止のための対策を図ります。

いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした小田原市いじめ防止基本方針に基づき、小田原市いじめ問題対策連絡会及び小田原市いじめ防止対策調査会を設置しています。

また、これらの組織により、いじめ防止対策に係る学校・地域の関係機関の情報共有や協議等のほか、教育委員会におけるいじめ防止対策についての研究、重大事態が発生した場合の調査などを行っています。

さらに小中学校においても、「学校いじめ防止基本方針」の下に、いじめの初期段階から積極的な認知やいじめの未然防止に努めます。

<主な取組>

- ・人権教育の充実（各校）
- ・人権教育研修会の開催（教育指導課）
- ・人権移動教室の開催（教育指導課）
- ・平和事業（学校訪問講話会）の開催（各校・総務課）
- ・小田原市いじめ問題対策連絡会の開催（教育指導課）
- ・小田原市いじめ防止対策調査会の開催（教育総務課）

基本施策 2-④ 読書活動の充実

○読書習慣の定着を図ります。

「小田原市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・図書館等が連携し、児童生徒の発達段階に応じた読書活動を推進します。学校司書や図書ボランティアと連携した読み聞かせや朝読書、ブックトークなど図書の紹介等により、児童・生徒の読書に対する意欲と関心を高めます。

○学校図書館の充実を図ります。

よりよい学校図書館を目指し、学校司書を配置します。また、学校図書の充実を図ります。

学校司書は、教職員や図書ボランティアなどと連携を図りながら、図書の紹介や学習と関連させた図書の配置、蔵書の管理など学校図書館環境の充実に努め、児童生徒や教職員の授業支援、学習支援に取り組みます。

<主な取組>

- ・学校司書の配置（教育指導課）
- ・学校司書や図書ボランティア、図書館との連携の推進（教育指導課・図書館）
- ・学校図書の整備（各校・教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・図書館学習イベント開催事業・・・【図書館】
- ・子ども読書活動推進事業・・・【図書館】

基本施策 2-⑤ 児童生徒指導の充実

○生徒指導体制の充実を図ります。

生徒指導に関する専門的・実践的研修の実施など教職員の指導力の向上を図るとともに、必要に応じて中学校へ生徒指導員を派遣します。

また、問題発生時に臨機応変に対応・指導したり、子どもの心に十分に寄り添い、思いを受け止めながら、よりよい学校生活について生徒が前向きに考えられるような支援をするなど、生徒指導体制の充実を図ります。

○関係諸機関との連携を図ります。

児童生徒の「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」を目的に、様々な問題の未然防止や早期解決を図るため、学校と警察署、少年相談・保護センター、青少年相談センター、児童相談所などの関係機関と連携して、児童生徒の支援・指導をしていきます。

<主な取組>

- ・生徒指導員の派遣（教育指導課）
- ・学校警察連携制度の運用（各校・教育指導課）

<関連施策>

- ・共に学び共に育つための教育の推進・・・基本施策 7-⑤

◆重点方針3 健やかな体

様々なスポーツ活動や食育を通じて、社会を生き抜く体づくりを行うとともに、スポーツマンシップやフェアプレイの精神を学び、相手を尊重する心を養います。

- ・子どもから高齢者まで、スポーツに親しむことで、体力や運動能力の向上を目指すとともに、活力ある地域社会をつくります。
- ・豊かな自然を活かした野外学習等を通じて、勘(感)を養うとともに、体力の向上を図ります。
- ・食は、健康で豊かな生活を送るための基本であることから、種まきから収穫までの体験も踏まえた食育等を通じ、社会を生き抜く体づくりに取り組みます。

基本施策3-① 学校体育・部活動の充実

○学校体育の充実を図ります。

全小中学校で実施する新体力テストの効果的な実施や、小学校体育大会等の体育的行事、日常における体育授業の充実等を図ります。

また、各校の体力向上の取組への指導及び助言を行うため、大学等と連携し体力・運動能力向上指導員を派遣することや、著名なアスリートを小中学校へ派遣することなどを通して、児童生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、運動・スポーツへの興味関心の向上及び親しむ態度の育成を目指します。

○部活動を支援します。

中学校の部活動においては、学校の実情に合わせ、より専門性を生かした指導ができるよう、部活動指導員の配置を検討するとともに、教職員の指導をサポートする地域指導者を派遣するなど、質的な向上に努めます。

また、生徒が自主的、自発的に参加できる部活動となるよう、顧問や指導者向けの研修会の実施等、部活動の適正化を促す取組を進めます。

<主な取組>

- ・新体力テストの実施(各校・教育指導課)
- ・小学校体育大会の開催(各校・教育指導課)
- ・部活動地域指導者の派遣(教育指導課)

基本施策 3-② 食育の推進、学校給食の充実

○学校給食の充実を図ります。

地場産物を活用した献立や米飯給食の実施を継続し、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指します。

また、郷土食や伝統料理などの食文化を継承した、小田原ならではの献立づくりを推進します。

さらに、学校給食に係る事務の透明性の向上や学校の事務負担の軽減等を考慮し、給食費の公会計化の検討を進めます。

○食に関する指導の充実を図ります。

各校の食育年間指導計画をもとに、栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かした、食に関する授業の充実を図ります。

また、食に対する意識を高める効果のある「弁当の日」について、各中学校において引き続き実施します。

さらに、親子料理教室、学校給食展などを開催し、成長期の子どもに望ましい食習慣を身に付けさせることの大切さを、子どもたちの家庭に対して啓発します。

○安全・安心な学校給食を提供します。

学校給食の一層の安全・安心を確保するため、学校給食用食材について、放射性物質検査を実施します。

また、衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正な管理を行います。

さらに、給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため、給食調理員や学校給食関係者を対象とした研修を充実します。

<主な取組>

- ・地場産品の利用促進（学校安全課）
- ・給食費公会計化の検討（学校安全課）
- ・食育啓発事業の推進（学校安全課）
- ・弁当の日の実施（各中学校・学校安全課・教育指導課）
- ・学校給食用食材等の放射性物質検査の実施（学校安全課）
- ・学校給食調理業務の委託化の推進（学校安全課）

基本施策 3-③ 学校保健の充実

○健康管理体制の充実を図ります。

日常の健康観察、定期健康診断を実施するとともに、早期発見・早期治療が特に必要とされる腎疾患・心疾患・脊柱側弯症については、精密検査と専門医による判定会を開催し、健康管理体制の充実に努めます。

また、子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた保健指導に努めます。

○保健教育を推進します。

不確かな性情報の氾濫などにより、性に対する関心や性衝動の発現が早期化の傾向にあるため、専門医や学校医、養護教諭等による性教育検討委員会において、学校現場、医療現場の実際を踏まえた指導の在り方等について協議します。

また、生徒、保護者を対象に医師や助産師などの専門職による講演会を開催し、性に関する正しい知識や感染症に関する知識の普及を図るとともに、他人への思いやりや命の大切さを思う心を育みます。

さらに、感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルス、インターネット依存など、児童生徒の現代的健康問題はさらに多様化、深刻化する傾向にあるため、家庭に対して講演会を行うなど意識啓発を図ります。

○口腔衛生の向上に努めます。

う歯（むし歯）・歯肉炎等、歯科疾患対策の一環として、全国小学生歯みがき大会に参加したり、歯科医師会と歯磨き指導に取り組むなど、口腔衛生の向上に努めます。

また、よい歯の学校・図画ポスター・標語コンクールを開催し、表彰式で優れた作品の表彰を行うことで歯科保健の意識啓発を図ります。

<主な取組>

- ・定期健康診断事業（各園・各校・学校安全課）
- ・腎疾患・心疾患・脊柱側弯症の精密検査の実施と判定会の開催（学校安全課）
- ・性教育講演会の開催（学校安全課）
- ・歯科保健事業の推進（各校・学校安全課）

◆重点方針4 生活力

子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびととの様々な交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

- ・地域や様々な市民の協力を得て、交流や体験活動など、健やかでのびやかな根をしっかりと張れるような教育環境づくりを進めます。
- ・放課後子ども教室や地域活動等への参加を促し、体験プログラムや交流プログラム、地域づくり体験や職業体験等を通じ、子どもの育ちにつながる能動的な力や生活力を育みます。

基本施策4-① 子育て支援の充実

○就園前の幼児と保護者の交流を推進します。

核家族化の進展や近隣関係の希薄化により子育て中の親子が安心して相談できる人や場所が減少しているため、未就園児を含む地域の保護者の相談の場として幼稚園を活用していきます。

また、園庭開放による体験就学と合わせて子育てに関する相談を受けたり、地域の保護者の交流のコミュニケーションの向上を図ります。

さらに、子どもたちのそれぞれの発達段階に応じた適切な保護者の関わりを促すとともに、質の高い教育・保育・子育て支援を提供できる環境づくりを進めます。

○地域との交流を推進します。

子どもの健やかな育ちにおける地域の役割はますます重要となっています。園児が地域に出かけていくとともに、保護者や地域の方々にも積極的に幼稚園活動に参加していただくことで、地域全体で取り組む教育環境づくりを進めていきます。

また、ボランティアを積極的に受け入れ、様々な人との交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

○体験学習の充実を図ります。

学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験等を通して、収穫の喜びや食べ物に対する感謝の心を育むとともに、地域の方々の協力や教育ファーム推進事業等の積極的な導入により、生産者の知恵と工夫を学び、生産の苦勞や喜び、地域のよさや自然の持つ力への気づきを育む取組を推進します。

○児童に適切な遊びと生活の場を提供します。

価値観の多様化や、社会環境・経済環境の変化に伴う共働きの就労世帯の増加等により、放課後の児童の安全な居場所が必要となっています。

また、就労以外にも、就学、出産、長期の疾病、親族の介護等の事情により、家庭において放課後の適切な見守りができない場合があります。

こうした小学生を対象にした安全安心な生活や遊びの場として、放課後児童クラブを運営しています。

<主な取組>

- ・子育て広場支援事業（各園・教育指導課）
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進（各校・教育総務課、教育指導課）
- ・体験学習の充実（各校）
- ・教育ファーム推進事業（教育指導課）
- ・放課後児童健全育成事業（教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・指導者養成研修・派遣事業・・・【青少年課】
- ・体験学習事業・・・【青少年課】

基本施策4-② キャリア教育の充実

○職業観や勤労観を養う教育活動の充実を図ります。

未来を創る子どもたちが、現在や将来の生き方を考え行動する態度や能力と、望ましい職業観や勤労観をそなえた社会人、職業人として自立できる資質や能力を育成するために、各校で取り組む職業体験などのキャリア教育を支援します。

○地域人材・企業・大学との連携を図ります。

地域産業界や大学等と連携・協力を図り、多くの児童生徒たちがその知見に触れたり、実務を体験する機会を持てるように、各校の取組を支援します。

<主な取組>

- ・小中学校が連携したキャリア教育の推進（各校）
- ・地域企業・産業・大学との連携の推進（各校・関係機関）
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進（各校・教育総務課・教育指導課）

基本施策4-③ 環境教育の充実

○環境問題への理解を深めます。

「小田原市環境基本計画」を踏まえ、地域の実態や子どもの発達の段階に応じて、各教科や領域など、学校の教育活動全体を通して、本市の特性を十分に活用し、環境問題への理解を深める学習を推進します。

また、児童生徒が生涯を通して、単に知識を習得するだけでなく、省資源・省エネルギーなど、環境を守るための具体的な行動に取り組むことができるよう、関係諸団体や行政機関等が連携した学習機会の提供をします。

○環境保全活動の充実を図ります。

学校現場での生ごみ堆肥化を推進し、花壇や学校農園で活用するとともに、夏の暑さ対策としてのグリーンカーテンづくり等、身近な環境改善に努めます。

また、菜の花栽培から菜種油を作ることや、それらの廃食用油を軽油の代替燃料にすること、間伐体験やその材の利用などを通して、資源の循環や森・里・川・海の連環について考える機会を提供します。

さらに、地域清掃、エコキャップ回収等のリサイクル活動など、実践的な環境保全活動に取り組み、児童生徒が環境を守ろうとする意欲や実践的な態度を育てます。

<主な取組>

- ・地域、諸機関と連携した環境教育、環境保全活動の推進（各校・関係機関）

<市長部局の関連事業>

- ・おだわらっこ☆エコアワード・・・【環境政策課】

基本施策4-④ 情報教育の充実

○情報活用能力を育成します。

将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力が求められます。アクティブ・ラーニングの視点に立った様々な教科の学習活動において、ICT機器を効果的に活用した学習を実践する中で、情報機器や情報技術を主体的に使いこなす力を育成します。

一方、社会の急速な情報化の進展に伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービスが普及し、これらの利用を巡るトラブルなども増大しています。児童生徒に正しい情報の扱いや情報を扱うことへの責任など情報モラル教育を推進していくことは必要不可欠であり、学校だけでなく、家庭や地域と連携して推進します。

また、児童生徒だけでなく、教職員の情報活用能力の向上のため情報教育研修を充実します。

○プログラミング教育を推進します。

児童生徒にコンピュータに意図した処理を行うよう指示する体験を通し、自分の意図した動きをさせるためにはどのような命令の組合せが必要であるかなどを論理的に考える力である「プログラミング的思考力」を育成します。

<主な取組>

- ・教育ネットワークシステムの整備と運用促進（学校安全課・教育指導課）
- ・携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室（各校・関係機関）
- ・家庭への啓発活動（各校・教育指導課）
- ・情報教育研修会の開催（教育指導課）

基本施策 4-⑤ 防災教育の充実

○発達の段階に応じた防災教育の充実を図ります。

地震、火災、津波、風水害など、災害時の判断力や行動力を、児童生徒の発達の段階に応じて育む防災教育を推進します。

また、児童生徒への市独自の防災教育用パンフレットの配付や、各校、各園の学校防災計画及び避難訓練がより実効的なものとなるよう、学校防災アドバイザーを派遣します。

さらに、地域の実情に応じた災害発生時の行動や心構えなど、地域と協調した実践的な指導を行います。

<主な取組>

- ・防災教育パンフレットの活用（教育指導課）
- ・防災教育、避難訓練の内容の改善・充実（各校・防災対策課）

基本施策 4-⑥ 安全教育の充実

○安全・防犯教育の充実を図ります。

学校生活や登下校時、学校行事等において、安全に行動するための適切な態度や行

動がとれる児童生徒を育成する取組を充実します。

また、安全教育研修会の開催等により教職員の意識の向上を図り、子どもたちの安全確保に努めるとともに、交通安全教室の開催等により学校関係者や保護者、児童生徒に対して交通安全に対する意識の向上に努めます。

<主な取組>

- ・安全教育研修会の開催（教育指導課）

<市長部局の関連事業>

- ・交通安全教室の開催・・・【地域安全課】

<関連施策>

- ・子どもの居場所づくりの推進・・・基本施策8-③

◆重点方針5 家庭教育

家庭教育は、教育の土台となる生活力を養います。地域と連携しながら家庭教育への支援を行います。

- ・家庭における教育は、すべての教育の基礎となる生活習慣や食習慣、規範意識、基礎体力等の育成につながるものであることから、その力を高めることが求められています。
- ・家庭教育の重要性を見直し、「おだわらっ子の約束」の普及啓発をさらに進めるとともに、核家族化等により孤立しがちな子育て環境に広がりを持つことができるよう、地域等と連携しながら、家庭教育への支援を行います。

基本施策5-① 家庭教育への支援

○家庭の教育力向上に向けた支援に努めます。

学校・家庭・地域それぞれの責任と役割において、互いに連携・協力して社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むために、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

また、家庭では、家族とのふれあいを通して、保護者が基本的なしつけを行い、子ども一人ひとりが基本的な生活習慣を身に付けていくことや、発達段階に応じた体験により、子どもの自己肯定感や豊かな情操、知的好奇心を育むことなどを重要な役割ととらえ、啓発に努めます。

<主な取組>

- ・家庭の教育力向上に向けた取組（各校）

<市長部局の関連事業>

- ・PTA研修事業・・・【生涯学習課】
- ・家庭教育学級事業・・・【生涯学習課】

基本施策5-② 家庭学習の推進

○家庭学習を支援し、子どもの学習習慣を育む取組を推進します。

全国学力・学習状況調査からも、家庭において児童生徒が自ら計画を立てて学習に取り組むことが課題となっています。そこで、児童生徒の学習習慣の定着を図るため、家庭学習の充実を図る取組について保護者と共に考え実践していくことに努めます。

<主な取組>

- ・家庭学習の手引きの作成（各校・教育指導課）
- ・「おだわらっ子ドリル」の作成（教育指導課）

<市長部局の関連事業>

- ・小田原市子ども読書活動推進計画・・・【図書館】

<関連施策>

- ・おだわらっ子の約束の普及と実践

◆重点方針6 就学前教育

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の取得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

- ・就学前教育は、学習や労働への意欲の向上、努力や忍耐力の育成等に有効とされています。子どもたちの貧困化率が高まる中、就学前教育の重要性を踏まえ、遊びや運動、スポーツ等を通じて子どもたちの基礎体力の向上に取り組むとともに、家庭と協力し、基本的な生活習慣や食習慣、自己尊重感を育みます。
- ・就学前における就学相談や就学支援を図るなど、就学前から、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整備します。

基本施策6-① 幼児教育の充実

○教育内容と教育環境の充実に努めます。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、生活習慣の基礎や規範意識が培われるよう支援するとともに、幼児一人ひとりの成長や発達に応じた教育内容の充実に努めます。

○支援教育の充実に努めます。

幼少期から個性や多様性を認め、伸ばす教育を推進するため、関係機関と連携を図り、各園に臨床心理士等の専門家を派遣し、幼稚園教諭に助言・指導を行います。

また、市立幼稚園においては、支援を必要とする園児に対し、介助教諭等を配置することで、園児が安全・安心に生活できる教育環境を整えます。

○市立幼稚園と私立幼稚園、保育所との連携を推進します。

公立幼稚園が取り組んできた、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果を活かし、質の高い幼児教育の実現に向け、私立幼稚園や保育所と連携を図ります。

○小学校への円滑な接続を推進します。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確化し、小学校教師とその共有、連携を図り、小学校教育へスムーズに適応できるよう、幼稚園・保育所と小学校の交流の機会を設け、幼保・小の一層の連携を図ります。

<主な取組>

- ・教職員研修（教育指導課）
- ・預かり保育の拡充（教育指導課）
- ・市立幼稚園での3歳児保育の導入（教育指導課）
- ・早期発達支援事業（教育指導課・子育て政策課）
- ・市幼稚園教育研究会の開催（各園）
- ・幼保小連携推進事業（教育指導課）

基本施策6-② 幼保一体化の検討

○認定こども園の設置について検討します。

幼児教育施設の配置は、社会状況の変化に伴う子育て世帯の保育ニーズや地域バランス等を考慮することが必要です。このため、認定こども園の設置について検討します。

○幼稚園と保育所の連携を推進します。

保育の実践内容の交流や情報交換などを行う合同研修会や公開保育の開催、合同（交流）保育等の取組を通して、幼稚園と保育所の連携を推進していきます。

<主な取組>

- ・認定こども園の設置の検討（教育指導課・保育課）

◆重点方針7 学校教育

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します。

- ・本市の目指す「未来を拓くたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「確かな学力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」の育成に努めます。
- ・連携教育の成果や課題を踏まえ、地域一体教育、幼保・小・中一体教育のさらなる充実に向けた調査研究を行うとともに、質の高い教育活動を行うため、教職員への研修等の充実を図り、授業力や教師力の向上を目指します。

基本施策7-① 教職員の指導力の向上

○教職員研修の充実を図ります。

○J Tの取組として、指導主事を派遣し校内研修を充実させたり、研修相談員が学校を訪問しパワーアップ研修を充実させるなど、職場を離れることなく教職員一人ひとりの資質を高める研修体制づくりを推進します。

また、教育研究所による教育情報の提供や、教材の収集、教職員からの相談に対する助言等により、学校、教職員を支援します。

さらに、教師としての専門性と人間性を高める場として、「おだわら未来学舎」を開催し、教職員が自主的に学ぶ機会を提供します。

○教職員の健康対策を推進します。

学校保健安全法に基づく教職員の定期健康診断を行うとともに、健康診断に代わる人間ドックへの助成及びメンタルヘルスチェック受診への助成を行います。

また、教職員の多忙化解消に向け、夏季休業期間の閉庁日の導入など働き方改革に向けた取組を検討します。

さらに、教職員の超過勤務調査を実施し、健康に不安のある場合には医師による面接指導を実施するなど、教職員が心身共に健康に勤務できる体制を整備します。

○教職員の不祥事防止に努めます。

各校で、日ごろからヒヤリ・ハットの事例を意識し「報告・連絡・相談」を確実に実践するとともに、毎月の不祥事防止チェックリストによる自己点検と啓発を行います。

<主な取組>

- ・職員研修支援事業の充実（教育指導課）
- ・教職員研修の工夫・改善（教育指導課）
- ・「おだわら未来学舎」の開催（教育指導課）
- ・定期健康診断、産業医の派遣、教職員衛生委員会の開催（教育指導課）
- ・不祥事防止会議の開催、不祥事防止マニュアルの作成（各校）

基本施策7-② 子どもと向き合う時間の確保

○ICTの活用を図ります。

教職員が子どもと向き合う時間を確保したり、授業準備・教材研究等の時間を確保したりするために導入した校務支援システムを、さらに充実したものとするために更新します。

これまでの情報の共有化や文書事務の効率化だけでなく、保健機能やアンケート機能を加え、より充実したシステムとしていきます。

○事務手続きの効率化・簡略化に努めます。

教職員の業務改善や効率化を支援するとともに、教職員の事務負担の軽減を目指した人的配置を検討していきます。

<主な取組>

- ・保存文書の共有化（各校・教育指導課）
- ・研修会や諸調査の精選（教育指導課）
- ・会議の効果的な運営（各校）

基本施策7-③ 教育課題を明らかにする調査・研究の推進

○教育的課題を研究します。

学校教育における教科指導や児童生徒の生活に関する諸課題の調査・研究を継続的に行い、研究成果を教職員の指導力向上や資質向上につなげ、学校教育の充実と振興に努めます。

<主な取組>

- ・教育研究所機能の充実（教育指導課）

基本施策 7-④ 教育課程の改善・充実

○学校運営の改善に努めます。

保護者や地域の方による学校評価や自己評価を定期的実施することにより、学校運営の組織的・継続的な改善を図るとともに、評価結果を公表し改善策を説明することで、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

○社会に開かれた教育課程を実現します。

教科横断的な視点や家庭や地域等との連携を重視し、各学校の実態に応じたカリキュラム・マネジメントを実施することにより、社会に開かれた教育課程を実現します。

<主な取組>

- ・学校評価の実施（各校）
- ・カリキュラム・マネジメント推進の研究（各校・教育指導課）

基本施策 7-⑤ 共に学び共に育つための教育の推進

○個別の教育的ニーズに応じた人的配置に努めます。

特別支援学級、通常の学級及び校内支援室等において、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、教員の補助として適切な支援を行う個別支援員や指導員、スタディ・サポート・スタッフを配置するとともに、医療的ケアの必要な児童生徒のために、看護師資格のある支援員を配置します。

また、家から外に出ることが難しい児童生徒の家庭を対象に、家庭訪問による本人や保護者への支援を行う不登校生徒訪問相談員を中学校に配置します。

さらに、日本語指導を必要とする、外国につながる児童生徒に対して、学習面や生活面における支援を行う協力者を学校に派遣します。

○個に応じた学びの場の設定による指導の充実を図ります。

共に学び共に育つことを前提とし、その時々々の教育的ニーズに応じた適切な学びの場の充実を図ります。

また、特別支援学級、通級指導教室（言語障がい児通級指導教室「ことばの教室」、情緒障がい児通級指導教室「コミュニケーションの教室フレンド」、教育相談指導学級（しろやま教室、マロニエ教室）、校内支援室それぞれの指導者の専門性を高めます。

○就学相談の充実に努めます。

就学前の幼児や小中学校に在籍する児童生徒の学校生活上の支援や環境について、教育的ニーズに応じて保護者と相談を進めます。

また、成人まで切れ目のない支援を意識し、一人ひとりの個性や能力が十分発揮できるよう、就学支援委員会で協議をしたり、市役所の他部局や関係機関と連携を図ります。

○交流及び共同学習を推進します。

特別支援学級在籍児童生徒が、通常の学級で学ぶ仕組みづくりを進めます。机・ロッカー等の設置、名簿や座席の並び順等、行事における支援体制の構築と通常の学級における授業のユニバーサル化等に努めます。

○相談機能の整理・統合を推進します。

学校や家庭、社会生活において、様々な課題や悩みを持つ子どもや保護者、幼稚園や学校の相談を、より総合的・効率的に行えるように、関連諸機関との連携を一層図るとともに、特別支援教育相談室、教育相談指導学級、いじめや不登校に対する教育相談窓口等を整理統合した教育相談センターの設立を検討します。

○関係諸機関と連携した相談体制の充実に努めます。

小中学校に、医師、理学療法士、作業療法士、巡回相談員や個別指導員等による支援教育相談支援チームを派遣し、心理・発達面を含めた専門的な助言を行い、相談体制の充実に努めます。

○登校支援を推進します。

教育相談員等が学校を訪問し、各校の不登校の現状や取組み、校内支援室の活用状況等について聞き取り、不登校または不登校傾向のある児童生徒本人や家庭への働きかけについて、指導助言を行います。

○インクルーシブ教育推進のため、校内体制の充実に努めます。

インクルーシブ教育の推進にかかる市の方針を伝えたり各校の進捗状況を聞き取るため、インクルーシブ教育担当教育相談員等が学校を訪問します。

また、本市の基礎的環境整備をふまえた日々の授業や多様な学びの設定、できるだけ同じ場で学ぶ仕組みづくりについて、研修や指導助言を行います。

○支援教育に関する教職員の専門性と指導技術の向上を図ります。

教員が児童生徒の個別の教育的ニーズに対して理解を深め、適切な指導や必要な支

援が行えるよう、支援教育に関する専門性や指導力の向上を図るための研究・研修の充実に取り組みます。

また、すべての子どもにとってわかりやすい授業づくりを目指します。

<主な取組>

- ・個別支援員の配置（教育指導課）
- ・個別指導員の派遣（教育指導課）
- ・スタディ・サポート・スタッフの配置（教育指導課）
- ・不登校生徒訪問相談員の派遣（教育指導課）
- ・日本語指導協力者派遣事業（教育指導課）
- ・ニーズに応じた通級指導教室の設置（教育指導課）
- ・適正な就学相談・指導の実施（各校・教育指導課）
- ・教育相談センターの設立（教育指導課）
- ・支援教育相談チームの派遣（教育指導課）
- ・登校支援強化事業（教育指導課）
- ・校内支援室の設置（各中学校）
- ・校内支援室指導員の配置（教育指導課）
- ・学習の困難さに対応した支援に関する研究（教育指導課）

基本施策 7 - ⑥ 家庭への支援

○子育て家庭の負担の軽減を図ります。

保護者の就労・経済的状况や生活環境に左右されず、子どもが教育の機会を等しく受けることができるよう、市役所の他の部局との連携を図りながら、子育て家庭への経済的支援に引き続き取り組みます。

○様々な悩みを持つ子どもや家庭への必要な支援に取り組みます。

学校だけでは対応が難しい児童生徒及び家庭への支援のため、県が配置するスクールソーシャルワーカーを活用したり、ケース会議等を開催したりして、諸機関や市役所の他部局との連携を推進します。

<主な取組>

- ・就学支援事業（教育指導課）
- ・高等学校等奨学金事業（教育指導課）
- ・県のスクールソーシャルワーカーの活用（教育指導課）

基本施策 7-⑦ 教育委員会機能の充実

○教育行政事務の管理執行状況について点検・評価します。

教育に関する学識経験を有する者の知見を活用し、教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくため、教育委員会の事務事業の点検・評価を行います。

また、その結果を市議会に報告するとともに、報告書をホームページ等で公開します。

○危機管理体制を強化します。

学校現場において、何らかの問題が発生した場合、教育委員会が学校と協調して問題に対応するためのマニュアルの作成を検討します。

○教育現場の課題の把握に努めます。

教育現場の課題を把握するため、教育委員と教職員との意見交換の場を設けます。

<主な取組>

- ・教育委員会事務の点検・評価事業（教育総務課）

基本施策 7-⑧ 情報提供の充実と市民ニーズの把握

○教育委員会の広報活動の充実を図ります。

教育委員会の活動状況や教育長の教育行政に関する考え方などを市民や保護者、学校関係者に伝えるため、本市ホームページ等を活用し、広報活動の充実を図ります。

○教育委員の教育現場訪問を行います。

教育委員が本市の学校の状況や教育の現状について理解を深め、その知見を教育行政の向上に活用できるよう、教育現場を訪問する機会を作ります。

<主な取組>

- ・教育研究所所報の発行（教育指導課）
- ・まごころ通信の発行（教育総務課）
- ・教育委員の教育現場訪問（教育総務課）

基本施策 7-⑨ 市長部局との連携強化

○総合教育会議を開催します。

総合教育会議を開催することにより、教育委員会だけでなく、市長部局も含めた広い視野から、総合的に教育政策について協議・調整を進めます。

<主な取組>

- ・総合教育会議の開催（教育総務課）

◆重点方針8 コミュニティ・スクール

家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます。

- ・学校運営協議会等を通じて、家庭・地域・学校が対等な関係で連携・協働して、防犯や防災、いじめ防止、地域の諸課題を共有し、解決していくことにより、学校と地域がともに活気を帯び、豊かになるような学校運営を進めます。
- ・学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、地域の様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとを繋ぐ場となるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- ・災害に強いまちをつくるため、学校においても、自らの命を守るとともに、地域のために自分たちができることを考え、行動できる防災教育を推進します。

基本施策8-① 地域とともにある学校づくりの推進

○地域とともにある学校づくりを推進します。

保護者や地域の方の多様な意見や協力を幅広く求め、学校運営の状況を周知するために設置された学校評議員制度の充実を図るとともに、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会を設置します。平成31年度末までに市内全ての小学校で設置し、中学校への導入を検討します。

また、学校教育のより一層の活性化を図るため、学校に地域コーディネーターを配置し、地域コミュニティ組織との連携・協働を推進します。

さらに、学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に広く知らせ、理解と協力を得るために、授業参観週間（学校へ行こう週間）を設定して学校での活動を公開することや、緊急情報発信システムを活用した情報発信や各校のホームページの定期的な更新等により、学校から積極的に情報発信を行います。

○地域の教育力の活用を図ります。

子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制として、学校の応援団となる「小田原市学校支援地域本部」を設置し、中学校区で学校を支援する教育活動を推進します。

具体的には、中学校区ごとに計画的・継続的に部会を開催し、園・学校、コーディネーター、地域のスクールボランティアが連携し、学校支援活動の充実や学生を含めたボランティアの拡充を図ります。

<主な取組>

- ・学校運営協議会の設置（教育指導課）
- ・学校評議員制度の運用（教育指導課）
- ・情報公開の推進（各校）
- ・学校支援地域本部事業（教育指導課）

基本施策 8-② 小田原のよさ（特性）を生かした学習の推進

○それぞれの学校の特色を生かします。

園・学校のグラウンド・デザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを取り入れ、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく園・学校づくりを推進します。

また、各中学校区においては、幼・保・小・中が連携して合同研究会を実施するなど、地域の特性に合った共通の目標や指導方針を設定し、学習指導や生活指導の充実を図ります。

○郷土の偉人の学習に努めます。

小田原にゆかりのある数多くの偉人や文化人の事績等について社会教育施設等を活用しながら学習することで、児童生徒にとって自己の生き方の一助となるよう図るとともに、郷土に対する関心や愛情を育てます。

また、二宮尊徳翁学習については、市内のすべての小学校において、その学習の成果を市役所ロビーや尊徳記念館に展示発表するなど、広く市民に知らせていきます。

○郷土学習の充実に努めます。

児童生徒が小田原の自然や産業、伝統文化に関心を持ち、郷土を愛する心情を養うために、学校における郷土学習が継続的・意図的に取り組めるよう充実に努めます。

○小田原のよさ（特性）をまとめた教材の活用に努めます。

児童生徒が小田原を身近に感じ、学ぶきっかけとなるための社会科副読本や理科副読本、郷土読本の内容の充実を図るとともに、小田原に関する写真や統計資料、授業展開例等をまとめたものを各学校で活用できるようにします。

<主な取組>

- ・未来へつながる学校づくり推進事業（教育指導課）
- ・「幼保・小・中連携、地域連携デー（仮称）」の設定（各校・教育指導課・教育総務課）
- ・副読本の作成（教育指導課）

<市長部局の関連事業>

- ・尊徳学習推進事業・・・【生涯学習課】

基本施策 8-③ 子どもの居場所づくりの推進

○児童に学習支援と体験活動を提供します。

子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれることを目的に、放課後の安全・安心な子どもたちの居場所として、放課後子ども教室を設置します。

また、教員経験のあるスタッフ等により学習支援を行うほか、地域の方々やボランティアと連携し体験活動やスポーツ活動、文化活動等を実施します。

さらに、生活困窮世帯の中学生等を対象に学習支援を行うほか、子どもたちの居場所として社会性や協調性を育む支援を実施します。

<主な取組>

- ・放課後子ども教室推進事業（教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・地域の見守り拠点づくり事業・・・【青少年課】
- ・情報発信支援事業・・・【青少年課】
- ・学習支援事業・・・【生活支援課】

<関連施策>

- ・子育て支援の充実・・・基本施策 4-①
- ・防災教育の充実・・・基本施策 4-⑤

◆重点方針9 教育施設環境

誰もが安心して学べる豊かな教育施設環境の整備を進めます。

- ・学校施設は、児童生徒が安全で快適に学習し、生活する場としての機能が求められることはもとより、災害時の広域避難所や今後の地域コミュニティの拠点としても活用されるものであることから、必要な改修等を計画的に推進するとともに、良好な教育環境の創出についても取り組んでいきます。

基本施策9-① 教育環境の整備

○学校施設の計画的な整備に取り組みます。

子どもたちに安全・安心で質の高い教育の場を提供するため、学校施設や教材の整備を進めます。

平成26年2月に策定した「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、老朽化による雨漏りや外壁の落下等、緊急度の高い修繕を早期に実施するとともに、学校施設の維持管理を行います。

また、複合化や統廃合を含めた公共施設全体の適正配置に取り組む公共施設再編基本計画の策定と整合を図りながら、学校施設の「中長期整備計画」を検討・策定を行います。

さらに、子どもたちを地震による落下物や転倒物から守り、災害時の避難場所として使用するため、天井材や内装材、照明器具等の非構造部材の耐震化を進めます。

○学校施設の有効な利活用や複合化について検討します。

児童生徒の減少に伴う空き教室を地域コミュニティ組織における地域拠点として利用するなど、学校施設の複合化を考慮した利活用について検討します。

○空調設備の整備に取り組みます。

学校施設への空調設備の整備については、平成25年度をもって全小学校・中学校の保健室及び管理諸室（職員室・校長室・事務室）へのエアコン設置及び普通教室への扇風機の設置が完了しました。今後はパソコン教室等、特別教室への空調設備の設置を進めます。

○学校トイレの改善に取り組みます。

子どもたちが気持ちよくトイレを使用できるとともに、災害時における学校施設の

役割を考慮しながら、便器の洋式化など、トイレの環境改善を進めます。

○給食調理施設・設備の整備に取り組みます。

老朽化した給食調理場の維持修繕を行うとともに、学校給食センターの整備に取り組みます。また、給食用機械・設備等の更新を行い、安全・安心でおいしい学校給食を提供します。

○校庭の改善に取り組みます。

グラウンドの改修など、校庭の改善を進めます。また、小田原ならではの教育環境を創出するため、学校や地域と共に小学校の校庭や幼稚園の園庭の芝生化を進めます。

<主な取組>

- ・学校教材整備・管理事業（教育総務課）
- ・中長期整備計画の検討・策定（学校安全課）
- ・学校施設の有効な利活用の検討（学校安全課）
- ・非構造部材の耐震化（学校安全課）
- ・特別教室への空調設置（学校安全課）
- ・トイレの環境改善（学校安全課）
- ・学校給食センターの整備（学校安全課）
- ・校庭の整備・芝生化（学校安全課）

基本施策 9-② 学校 ICT 化の推進

○教育ネットワークの整備に取り組みます。

校務の ICT 化による教員の業務負担の軽減及び教育の質の向上に努め、それらを実現するための基盤となる学校の ICT 環境整備の促進に取り組みます。

<主な取組>

- ・教育ネットワークシステム整備事業（学校安全課）

基本施策 9-③ 学校安全の充実

○児童生徒の安全の確保に努めます。

日常の安全確保、不審者等の侵入防止、侵入された場合の児童生徒の安全確保などについて、日ごろから対策を検討し、保護者、警察署等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図ります。

また、不審者情報等の最新情報を発信することにより注意喚起を行うとともに、日ごろから来校者へのあいさつや声かけをするなど、教職員の危機管理意識の向上を図り、児童生徒の安全確保に努めます。

安全・防犯の視点で、各校でマニュアルを作成し、教職員の共通理解と組織的な指導の確立に努めます。

万が一の事故に際して災害賠償補償制度を活用します。

○通学路の安全対策に取り組みます。

平成 28 年度に小田原市通学路交通安全推進会議を設置し、通学路の安全確保に向けた取組方針等となる小田原市通学路交通安全プログラムを策定しました。

このプログラムに基づき、PTAや自治会、警察署等との連携により各学校に設置している交通安全対策協議会で、通学路の危険箇所の点検等を行い、その改善について道路管理者等に要望していきます。

また、地域の方々の協力により登下校時の見守り活動を実施します。

<主な取組>

- ・安全・防犯マニュアルの作成（各校）
- ・小田原市通学路交通安全プログラムの運用（各校・学校安全課）
- ・学校災害給付事業（学校安全課）

基本施策 9-④ 災害対策の強化

○広域避難所開設に協力します。

地震、台風、大雨等の災害時に学校が避難所となった場合は、避難所の運営について協力します。

<主な取組>

- ・広域避難所の開設と運営（各校・教育部・関係部局）

VIII 計画の推進にあたって

本計画を実現していくためには、教育委員会のみならず、各学校・園と計画の趣旨や方向性を共有し、具体的な取組に結び付けていくことが必要です。各学校や各園で作成する経営計画等に計画がめざす目的を反映し、現場の教職員や地域の方々と共有できるように周知を図ります。また、市長部局の関連する事業との連携も十分に図っていきます。

1 進行管理

「小田原市学校教育振興基本計画」の進行管理のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、事業の実施状況や内容の確認・改善を図ります。

2 成果指標

本計画の期間において達成すべき具体的指標として、評価指標を設定します。

この指標は、小田原市のめざす子ども像「未来を創るたくましい子ども」で重視する5つの側面の伸長と「おだわらっ子の約束」の取組状況を把握することを念頭に設定しました。

(1) 自ら考え表現する力

指標（全国学力・学習状況調査より）	基準値（平成29年度）	目標値（平成34年度）
友達と話し合う時、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができている児童生徒の割合	小学校 83.0% 中学校 88.9%	90%以上
授業で学んだことを、他の学習や生活に生かしている児童生徒の割合	小学校 83.8% 中学校 70.5%	85%以上

(2) 命を大切に作る心

指標（全国学力・学習状況調査より）	基準値（平成29年度）	目標値（平成34年度）
自分には、よいところがあると感じている児童生徒の割合	小学校 79.2% 中学校 71.6%	85%以上
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと感じている児童生徒の割合	小学校 96.0% 中学校 91.8%	100%

(3) 健やかな心と体

指標	基準値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査より)	小学校 93.9% 中学校 91.0%	95%以上
運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小学校 90.2%* 中学校 84.6%*	95%以上

*平成28年度の数値(現時点での最新値)

(4) ふるさとへの愛

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	小学校 37.8% 中学校 29.8%	50%以上
今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学校 51.2% 中学校 34.0%	60%以上

(5) 夢への挑戦

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある児童生徒の割合	小学校 95.7% 中学校 95.2%	95%以上
将来の夢や目的を持っている児童生徒の割合	小学校 83.4% 中学校 71.8%	90%以上

(6) おだわらっ子の約束

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	小学校 78.3% 中学校 72.7%	85%以上
友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる児童生徒の割合	小学校 94.1% 中学校 95.4%	95%以上
学校のきまりを守っている児童生徒の割合	小学校 92.8% 中学校 92.2%	95%以上

(参考) 総合計画「おだわらTRYプランにおける成果指標

平成 29 年 3 月に策定した小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」(第 5 次小田原市総合計画)においては、学校教育の充実について 3 つの項目を成果指標として設定しました。

1. 確かな学力

【目標値の設定】

全国学力・学習状況調査において、「国語の授業の内容はよく分かる／算数(数学)の授業の内容はよく分かる」の設問に「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」と回答した児童生徒の割合を平成 34 年度までに半減させる。

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 27 年度)	目標値(平成 34 年度)
国語や算数・数学の授業がわからないと感じている児童生徒の割合	国語 21% 算数・数学 23%	国語 10% 算数・数学 11%

2. 豊かな心

【目標値の設定】

全国学力・学習状況調査において、不登校児童生徒の出現率を、平成 34 年度までに全国平均値にまで引き下げる。(この数値には、国立、私立が含まれる。中学校には、中等学校の前期課程が含まれる。)

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 27 年度)	目標値(平成 34 年度)
不登校児童生徒の出現率	小学校 0.78% 中学校 3.16%	小学校 0.42% 中学校 2.83%

3. 健やかな体

【目標値の設定】

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の児童生徒質問紙調査において、8 種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ボール投げ)すべてを実施した場合の体力テスト合計得点(80 点満点)の良いほうから、ABCDE の 5 段階で評定した体力の総合評価において、小学校 5 年生の D 層(42~49 点)・E 層(41 点以下)、中学校 2 年生の D 層(27~36 点)・E 層(26 点以下)の児童生徒の割合を平成 27 年度の全国平均値まで引き下げる。

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 27 年度)	目標値(平成 34 年度)
新体力テストの総合評価 下位層(D・E 層)の児童生徒の割合	小学校 35% 中学校 27%	小学校 27% 中学校 21%

小田原市いじめ防止基本方針の改定について

1 経緯

小田原市では、平成26年12月『小田原市いじめ基本方針』を策定した。今般、法の施行から3年が経過し、国の『いじめ防止等のための基本的な方針』や、県の『神奈川県いじめ防止基本方針』が改定されたことから、その内容を反映させるため、市の基本方針も改定することとした。

2 改定のポイント

(1) いじめの理解の促進

- ・ けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可とする。
- ・ いじめ「解消」の定義を明確化し、解消までの継続的な支援を徹底する。

(2) 学校の組織的対応の強化

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となることを明確化する。
- ・ いじめ防止の取組を学校評価の項目に位置づけ取組の改善に努める。
- ・ いじめ防止に関する実践的な教職員研修を実施する。

(3) 教職員がいじめ防止に取り組める環境の整備

- ・ 教員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図る。

(4) 児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底

- ・ 学校として特に配慮が必要な児童・生徒について、該当児童・生徒への適切な支援や保護者との連携、周囲の児童・生徒への指導の必要性を示す。

(5) 家庭・地域との連携強化

- ・ いじめに係る情報や対策について、家庭への情報提供の充実に努めるとともに、学校運営協議会や学校評議員会などを通じて、学校から地域に対して情報提供を行う。

(6) 重大事態への対応強化

- ・ 重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。

3 今後の予定

平成29年12月 市民意見聴取（パブリックコメント）

～平成30年1月

2月 小田原市いじめ問題対策連絡会（9日）で改定案について意見聴取
議会に改定案を報告

3月 教育委員会定例会で市のいじめ防止基本方針を改定

小田原市いじめ防止基本方針（案）

平成30年〇月

小田原市

（平成29年11月改定素案）

小田原市いじめ防止基本方針

〈目 次〉

はじめに	-----	1
I 基本的な考え方	-----	2
1 いじめの定義		
2 いじめに対する基本認識		
3 いじめ対策の基本理念		
4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方		
(1) いじめの未然防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめの早期対応・早期解決		
(4) <u>いじめの解消</u>		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
II 基本的施策・措置	-----	7
1 市が実施する施策・措置		
(1) いじめの未然防止のための措置		
(2) いじめの早期発見のための措置		
(3) <u>いじめに対する</u> の早期解決のための措置		
(4) 家庭・関係機関・地域との連携		
(5) <u>学校評価における留意事項</u>		
(6) その他		
2 学校が実施する措置		
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定		
(2) いじめの未然防止のための措置		
(3) いじめの早期発見のための措置		
(4) <u>いじめに対する</u> の早期解決のための措置		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
(8) <u>学校評価における留意事項</u>		

Ⅲ 重大事態への対処 ----- 14

1 いじめの重大事態

2 市教育委員会又は学校による対処

- (1) 重大事態発生 の 報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告
- (5) 調査結果の公表

3 地方公共団体の長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

Ⅳ いじめ防止等を推進する体制 ----- 19

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

はじめに

「いじめ問題」は、今日の著しい社会状況の変化の中で、複雑化・多様化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第11条では国が、法第13条では学校が、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられています。法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

本市では、平成16年4月に制定した『小田原市教育都市宣言』において、「一人ひとりが尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。」と宣言し、その理念を具体化し実現を図るべく平成19年1月に『おだわらっ子の約束』を制定いたしました。この約束では「どんな命でも大切にします」「優しい心でみんなと仲良くします」等を掲げ、学校、家庭、地域・社会が一体となった子どもの健全育成を推進しています。

また、第5次総合計画では、「いのちを大切にする小田原」をまちづくりの目標に掲げ、平成23年2月には小田原市人権施策推進指針を策定し、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」をめざしています。

そして、これらをふまえ、市内各学校においては、いじめ問題を含めた児童・生徒指導について様々な取組を進めてきています。

今回、小田原市では、平成26年12月、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえた『小田原市いじめ防止基本方針』（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

今般、法の施行から3年が経過し、国の『いじめ防止等のための基本的な方針』（以下「国の基本方針」や、県の『神奈川県いじめ防止基本方針』（以下「県の基本方針」が改定されたことから、その内容を反映させるため、市の基本方針も改定することとしました。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃より多くの大人の目で子どもを見守ることが必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

3 いじめ対策の基本理念

本市では、「いのちを大切にす小田原」の実現をめざし、未来を担う子どもが地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくりに努めます。

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、子どもと大人がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子どもがいじ

めを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。

- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子どもたちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、子どもに関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組みます。
- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような集団づくりを進めていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け円滑な人間関係を築くための基盤として、子どもたちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育むことが大切です。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

市や市教育委員会、学校は、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、「解消」に向け適切に取り組むことが必要です。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、家庭、地域、関係機関とが連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識等を伝え、て、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切にす
- る心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力気持ち」を育むことが重要です。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切に必要とされていることを意識できることが重要大切です。そのために、家庭や地域では、家族や大人とふれあう機会を充実させるとともに、大人は子どもの育ちに関心を持ち、支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 学校は、教育活動全体を通して、子どもたち一人ひとりに、豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子どもたちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。
- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相

手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取り組むことが必要です。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は、日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるよう資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性*1 に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め子どもからの相談に真摯に対応することが重要です。
- 市は、家庭や地域と連携し、社会全体で子どもをいじめから守り、子どものいのちを守る意識をもっていじめ問題に取り組むよう、家庭や地域に対して、いじめに関する啓発を行う必要があります。

*1 いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合がありますため、注意深く状況を把握する必要があります。

(3) いじめの早期対応・早期解決

- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりするむことのないよう、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、速やかに組織的に対応していくことが必要です。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。

(4) いじめの解消

- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導する*2 こともあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。
- 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態*3と判断とすることはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察します。

*2 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

*3 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(5) 家庭との連携

- 家庭は、子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションをとることが大切です。
- 学校と家庭は、児童・生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、「いのちを大切に作る心」や「他者を思いやる気持ち」を育むために連携して取り組むことが重要です。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒に対し、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに子どもに寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関との連携

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉等の専門機関と協力して対応する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対応する必要があります。
- 学校や市教育委員会においては、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等により、日頃から情報を共有する体制を整えます。

(7) 地域との連携

- いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- いじめを未然に防止していくため、日頃から子どもたちが、多様な価値観を持つ大人たちと様々な機会を通じて接し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等の推進も重要です。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。

II 基本的施策・措置

法第 12 条では、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが求められています。それを受け、本市では、国が策定した「いじめ防止基本方針」及び神奈川県が策定した「神奈川県いじめ防止基本方針」を参考として、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や小田原市学校教育振興基本計画等を踏まえ、地域の様々な関係機関・団体、市民の意見を取り入れ、市の基本方針を策定しました。

今後、この市の基本方針に基づき、次の取組を進めます。

1 市が実施する施策・措置

(1) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条、第 19 条第 1 項、法第 21 条関係）

- いじめを未然に防ぐには、継続的、系統的な指導を行うとともに、地域一体となって児童・生徒を見守る体制をつくることが大切であることから、幼保・小・中一体教育、地域一体教育を基盤とした「未来へつながる学校づくり」^{*4}を推進します。
- 人間の生命がかけがえのないものであることを伝え、いのちを大切に作る心や、他人を思いやる心を育むため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実に努めます。
- あらゆる偏見や差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、学校における人権教育の充実に努めます。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを支援します。
- 「インターネット上のいじめ」を防止し、効果的に対処することができるよう、学校や家庭に対し、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」等を、学校や地域の実態に応じて実施します。
- 児童会・生徒会活動でのいじめ防止啓発や、異学年交流の活性化等、各学校における児童・生徒が主体となったいじめ防止の取組を支援します。
- いじめ問題は社会全体の課題であるという意識を、子どもに関わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報します。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。

^{*4} 未来へつながる学校づくり：「幼保・小・中一体教育」と「地域一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした特色ある学校づくり

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条、法第 18 条、法第 21 条関係）

- いじめの実態把握、早期発見のため、学校に定期的な報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- いじめに関する相談や通報を受ける相談電話の設置や、スクールカウンセラー*5、スクールソーシャルワーカー*6、ハートカウンセラーの学校への配置等により、児童・生徒及び保護者への相談体制の整備を図ります。
- 市及び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、相互の連携が円滑に進むよう努めます。
- 教職員が、いじめを始めとする児童・生徒指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることができるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

(3) **いじめに対する** の早期解決のための措置（法第 18 条、法第 23 条、法第 24 条、法第 26 条、法第 27 条関係）

- 学校からいじめ (いじめの疑いがあるものを含む) の報告を受けたときは、適切な対応がなされるよう状況に応じて指導・助言を行います。
- 教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、学校相互間の連絡・調整を図るとともに、自らも各学校と情報を共有し対応にあたります。
- 学校だけでは対応が困難な事案については、学校警察連携制度*7 を活用したり、県警少年相談・保護センターへ相談したりする等、関係機関と連携して対応にあたります。また、学校からの要請により、「児童・生徒指導支援チーム」を派遣したり、県教育委員会の「学校緊急支援チーム」と連携したりして、早期解決を図ります。
- いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童・生徒の出席停止を命じる等の措置を講じます。また、出席停止とした場合であっても児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援します。
- 生徒指導関連の会議での情報提供や校内研修の資料の提供等により、教職員がいじめへの認識を深めることができるよう支援します。

*5 スクールカウンセラー：いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的とし、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、県が各中学校区に配置する臨床心理士等。

*6 スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、該当児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。

ハートカウンセラー：児童や保護者の心の悩みの相談相手として、市が小学校に派遣する相談員

*7 学校警察連携制度：児童・生徒や学校・保護者が悩んでいる事例において、警察と学校が情報を共有することで、解決につながりやすいと判断された場合、学校・家庭・警察が連携して指導・支援するための制度。平成 23 年 10 月 11 日から運用開始。

(4) 家庭・関係機関・地域との連携（法第 17 条関係）

- 地域全体で学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業*8 や地域総ぐるみで子どもを見守り育てるスクールコミュニティ*9 を活用し、いじめ防止に学校と地域が連携し協力して取り組む体制づくりを推進します。
- 児童・生徒の規範意識や公共の精神を育むため、「おだわらっ子の約束」*10 の家庭や地域への一層の啓発を図るとともに、学校と家庭・地域が一体となって児童・生徒の「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取組を推進します。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域にある自治会、民生委員、児童委員等諸機関との連携を進める取組を行います。
- いじめ防止の対策が、関係機関、団体等との連携の下に適切に行われるよう「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置し、情報交換等を行うとともに地域で児童・生徒を見守る体制づくりを推進します。

(5) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

(6) その他（法第 10 条、法第 34 条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市の基本方針に位置付けた施策、措置等の取組状況について、「小田原市いじめ問題対策連絡会」にて年度ごとに点検し、国の基本方針が改訂された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

*8 学校支援地域本部事業：地域全体で学校活動全体を支援するため、学校と地域の連携を図ろうとする取組で、学校を支援するボランティア活動を組織的なものにするこゝで、より効果的に学校の支援を図ろうとする取組。

*9 スクールコミュニティ：地域総ぐるみで子どもを見守り育てようという考えのもとに行われる事業で、PTA や子ども会、自治会等地域の活動情報を集約し情報誌を発信する「地域の子ども活動情報発信支援事業」、昔遊びやいろいろな体験を通じて異世代間の交流を図る「地域の見守り拠点づくり事業」がある。

*10 おだわらっ子の約束：市民の方々から寄せられた標語をもとに、子どもたちに身につけてほしいしつけや生活規範を 10 の項目にまとめたもの。平成 19 年 1 月制定。

2 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第 13 条では、全ての学校に対し、国のいじめ防止基本方針、県や市の基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について取組内容等を定めます。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
 - ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながります。
 - ・ いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
- いじめの防止等には地域ぐるみで取り組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方々、児童・生徒の意見を取り入れて策定し、見直します。すとともに、また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校だより等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取組みます。
- 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、次の取組を進めます。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童・生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみます。
- 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- 児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないため、自分たちにできることを考えて議論し、行動できるよう指導・支援に努めます。
- 学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒*11 に係るいじめについては、当該児童・生徒への適切な支援を行なうとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行なうことが必要です。
- 他の児童・生徒や大人との関わり合いを通して、児童・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。

- スクールボランティア*12の方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- 「インターネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

*11 発達障害を含む、障がいのある児童・生徒、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国につながる児童・生徒、性同一障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒を含む。

*12 スクールボランティア：知識や技能、経験、時間等を生かし、学校の教育活動を支援するボランティア。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談*13の実施等により、児童・生徒が日頃から相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応します。
- 児童・生徒の小さな変化もを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、校内研修等を実施します。
- アンケート調査にインターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

*13 アンケート調査や教育相談において、児童・生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、該当児童・生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければなりません。

(4) **いじめに対するの早期解決のための措置**（法第 22 条及び法第 23 条関係）

- いじめの疑いがあるときや、発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、法第 22 条の規定に基づく「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒の安全確保を、いじめが解消するまで図るとともに、いじめを受けた児童・生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解決に向けた対応や心のケア等の支援を行います。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。
- ~~いじめが解決したと思われた場合も、~~加害・被害の児童・生徒及びそのいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の保護者への継続的な指導・支援等を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対応します。
- ~~これら~~いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合の対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取組みます。
- インターネット上の不適切な書き込み等による「インターネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行います。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、児童・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応します。

(5) **家庭との連携**（法第 17 条関係）

- P T Aとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童・生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡をとりあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- 子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。

- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

(6) **関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）**

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取組めます。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取組めます。
- 「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「インターネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取組めます。

(7) **地域との連携（法第 17 条関係）**

- 青少年育成関係団体や学校運営協議会・学校評議員会*14、スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校運営協議会・学校評議員会での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努めます。

(8) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう努めます。

*14 学校運営協議会・学校評議員会：市立学校の運営について、保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れ、開かれた学校づくりを推進するため各学校で開かれる会議。各校の学校評議員は市教育委員会が委嘱する。

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応します。

重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

（例）

- ・ 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）

- 児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたられて重大事態に至ったという申し立て*15があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

*15 児童・生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があります。

2 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、学校は、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会へ報告します。市教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに市長に報告します。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「小田原市いじめ防止対策調査会」において実施します。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

これらの情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめ

を受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

(5) 調査結果の公表

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

3 地方公共団体の長による再調査等

(1) 再調査の実施

重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

本市では、法第 28 条に基づき学校又は市教育委員会が実施した調査について当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合、後述する「小田原市いじめ問題再調査会」において再調査を実施します。

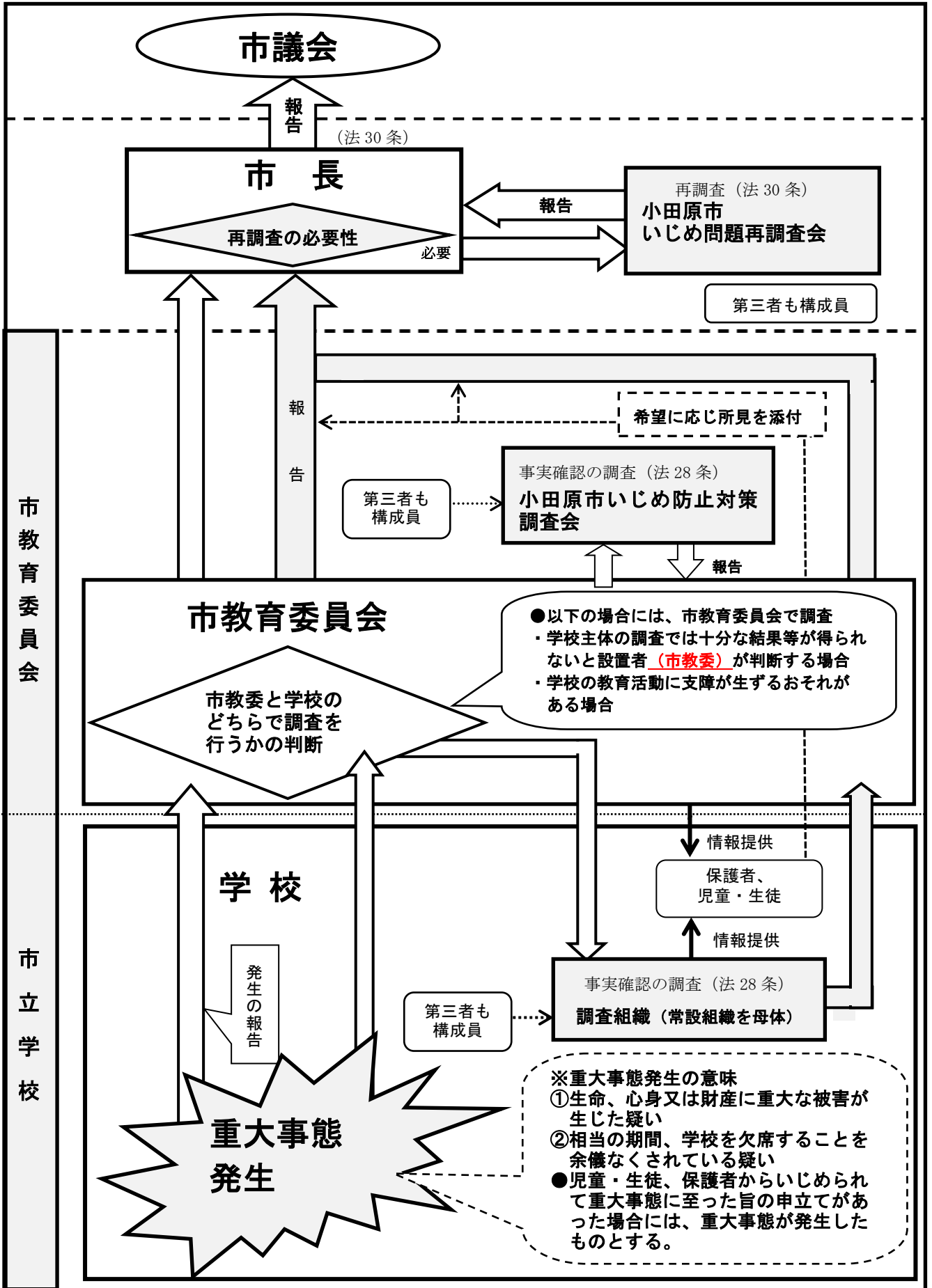
(2) 調査結果の報告

学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、法第 30 条第 3 項の規定により市議会に報告します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長および市教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、県教育委員会と連携し、必要な措置を講じます。

重大事態発生時の対応について



IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用する場合があります。その際、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加する等、各学校において配慮することとします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにします。

市教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行います。

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター*16、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成します。

また、対応する事案に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加する等、柔軟な組織運営を図ります。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童・生徒及び保護者等に積極的に伝える取組を行うものとします。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集

- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

*16 教育相談コーディネーター：各学校で児童生徒への支援に取り組む際に、組織的な課題解決に向けた推進役となる教員のこと。

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

(1) 連絡会の設置

いじめの防止等に向けて、市、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることが出来るできるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置します。

(2) 連絡会の構成員

連絡会は、市立小・中学校、市教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係機関・団体の代表者等で構成します。

(3) 連絡会の役割

連絡会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

(1) 調査会の設置

法第14条第3項の規定により、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究を行うため、市教育委員会の附属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置します。

また、本調査会は法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態に対処するため必要に応じて市長の下に設ける組織とします。の規定により、市立学校で発生したいじめの重大事態の調査を行う際には、必要に応じて本調査会を開設します。

(2) 調査会の構成員

いじめ防止対策調査会は、市立小・中学校、市教育委員会、弁護士、精神科医医師、臨床心理士、学識経験者等で構成する全体会議と、その下に、重大事態の調査を専門的に行うための部会を設置します。この部会は、全体会議の構成員のうち、弁護士、精神科医医師、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

(3) 調査会の役割

- ・ 市の基本方針に基づくいじめ防止のための対策のあり方及び対策の実効性を高めるための調査研究
- ・ 市立学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするための調査

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

(1) 再調査会の設置

学校又は市教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が再調査を行う必要があると認めた場合、法第30条第2項の規定に基づく再調査を行うための附属機関を市長部局に設置します。

(2) 再調査会の構成員

小田原市いじめ問題再調査会は、弁護士、精神科医~~医師~~、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

平成30年度公立幼稚園新入園児応募状況

平成29年11月2日現在

幼稚園名	総定員 A	4歳児定員	区域内幼児 B	願書配布数	入園申込者 (区域外を除く) C	入園申込者 合計 D	入園率(%) C/B	5歳児見込 E	H30園児見込 総数 D+E=F	総定員数に對する 割合(%)F/A	旧通園区域(小学校区)
酒匂幼稚園	210	105	146	31	24	28	16.4	40	68	32.4%	酒匂、富士見
東富水幼稚園	140	70	177	30	23	27	13.0	31	58	41.4%	富水、東富水
前羽幼稚園	70	35	21	7	5	7	23.8	13	20	28.6%	前羽
下中幼稚園	140	70	51	12	12	12	23.5	12	24	17.1%	下中
矢作幼稚園	140	70	179	43	35	37	19.6	50	87	62.1%	矢作、豊川、下府中
報徳幼稚園	70	35	143	25	20	21	14.0	17	38	54.3%	桜井、報徳
計	770	385	717	148	119	132	16.6	163	295	38.3%	

(参考)過去3年間の応募状況

幼稚園名	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	区域内幼児 A	願書配布数	入園数 B	入園率(%) B/A	区域内幼児 A	願書配布数	入園数 B	入園率(%) B/A	区域内幼児 A	願書配布数	入園数 B	入園率(%) B/A
酒匂幼稚園	139	51	49	35.3%	145	45	41	28.3%	145	37	36	24.8%
東富水幼稚園	190	44	42	22.1%	189	44	44	23.3%	178	33	30	16.9%
前羽幼稚園	23	8	8	34.8%	23	11	11	47.8%	20	11	10	50.0%
下中幼稚園	61	24	25	41.0%	55	14	13	23.6%	39	12	12	30.8%
矢作幼稚園	261	61	54	20.7%	240	61	61	25.4%	256	52	50	19.5%
報徳幼稚園	140	30	31	22.1%	133	31	30	22.6%	138	20	18	13.0%
計	814	218	209	25.7%	785	206	200	25.5%	776	165	156	20.1%